

2. 高齢者の社会参加促進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう支援することにより、社会参加を促進させ、健康寿命の伸長を図るものである。そのうち、友愛訪問活動強化支援事業は、県内の老人クラブが行う一人暮らし高齢者等に対する戸別訪問活動（以下、「友愛訪問活動」という。）に係る経費に対して助成し、自殺予防や地域での見守り体制の整備・強化を図るとともに、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会（以下、「県老連」という。）に助成し、県内老人クラブの友愛訪問活動を推進している。補助金は次の 2 つである。

1）友愛訪問活動強化支援事業補助金（市町村分）

老人クラブ事業及びその活動を推進する市町村老人クラブ連合会（以下、「市町村老連」という。）事業に対する助成であり、市町村を通じて交付している。平成 28 年度実績は 3,964 千円である。

老人クラブ事業に対する補助金額は、友愛訪問活動実施老人クラブ当たり年額 6,300 円とする基準額と、老人クラブが行う友愛訪問活動の実施に必要な経費として市町村が助成した実支出額、そして総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額である。市町村老連事業に対する補助金額は、1 市町村老連当たり年額 70,200 円とする基準額と、市町村老連が行う友愛訪問活動に係る支援等の実施に必要な経費として市町村が助成した実支出額のうち、少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額である。

2）友愛訪問活動強化支援事業補助金（県老連分）

友愛訪問活動を推進する県老連に対する助成であり、平成 28 年度の交付額は 775 千円である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	5,913	5,786	5,439
決算額	4,910	4,843	4,739

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,739	友愛訪問活動強化支援事業費補助金(市町村分、県老連分)
合計	4,739	

国	2,718 千円	57.4%
県一般財源	△350 千円	△7.4%
繰入金	2,371 千円	50.0%
その他(諸収入)	—	—%

(注) 県一般財源のマイナスの金額は、翌年度の歳出による国庫支出金返還予定分。

(2) 監査の結果

【指摘事項12】 補助金算出根拠の老人クラブ数について

市町村に交付される友愛訪問活動強化支援事業補助金の算出には、前述のように各市町村で友愛訪問活動を実施している老人クラブ数が根拠となる。

表 1(次ページ)は平成 28 年度に各市町村から報告された友愛訪問活動実施クラブ数である。会員数がおおむね 30 人以上(厚生労働省老健局長「老人クラブ等事業運営要綱」平成 21 年 6 月 15 日老発第 390 号)の適正クラブ 1,382 クラブのうち、61.5%の 850 クラブで友愛訪問活動が実施されている。補助金の算出には直接関係ないが、友愛訪問活動の対象となる高齢者等の人数も報告されており、合計 11,716 人である。1クラブ当たり 13.8 人を対象としている。

一方、県老連も友愛訪問活動を行っているクラブ数や対象者数を集計している。次表で県老連から報告された数値と市町村から報告された数値を比較すると、24 市町村のうち、クラブ数は 7 市町、対象者数は 12 市町村で差異が見られた。市町村報告は適正クラブを対象とし、県老連報告では適正クラブだけではなく、その他のクラブが含まれている場合があるため、差異があること自体は問題ではないが、県老連報告よりも市町村報告の数値が上回っている場合や男鹿市の対象者数のような異常値は説明が難しいため、内容の確認が必要となる。また、一般的には規模の大きい適正クラブの方が多くの対象者に対して友愛訪問活動を行うことができるため、市町村報告の1クラブ当たり対象者数は県老連報告よりも大きくなると考えられるが、県老連報告の方が大きいケースについても内容の確認が必要となる状況である。

県は各市町村から補助金実績報告額算出調書や実施調書により友愛訪問活動実施老人クラブ数のデータを入手し、それをもとに補助金額を算出しているが、そのデータの根拠まで提出させて確認しているわけではない。上記のような状況に加え、さらに、友愛訪問活動の対象者数はその性質上、流動的と考えられる中で年度末の実施調書の内容が申請時の実施計画調書と全く同じケースがあり、補助金実績報告額算出調書にも記載誤りが見られている。また、「3. 老人クラブ助成事業」で記載した指摘事項のように友愛訪問活動の実施にかかわらず老人クラブ数や会員数自体の正確性に疑義が生じている状況などを併せて考えると、現在報告されている友愛訪問活動実施老人クラブ数の正確性は十分に担保されていないのではないかと考えざるを得ない。市町村から友愛訪問活動を実施した老人クラブの一覧表を提出させたり、疑問点を市町村に確認するなど、追加の根拠情報を入手し、データの正確性を確認することが不可欠である。

県は一定の根拠に基づき、合理的な手続きによって正確性を確認できた老人クラブ数を用いて補助金の算出を行う必要がある。

表 1 平成 28 年度友愛訪問活動実施老人クラブ数・対象者数

市町村	適正クラブ数	友愛訪問活動実施老人クラブ数 (クラブ)				友愛訪問活動対象者数 (人)			実施クラブ当たり対象者数 (人/クラブ)		
		市町村 報告	(実施率)	県老連 報告	差異	市町村 報告	県老連 報告	差異	市町村 報告	県老連 報告	差異
能代市	35	15	42.9%	31	16	432	432	0	28.8	13.9	△14.9
横手市	152	127	83.6%	109	△18	1,369	1,173	△196	10.8	10.8	0.0
大館市	147	147	100.0%	147	0	965	965	0	6.6	6.6	0.0
男鹿市	60	55	91.7%	44	△11	4,691	507	△4,184	85.3	11.5	△73.8
湯沢市	92	37	40.2%	37	0	314	305	△9	8.5	8.2	△0.2
鹿角市	60	60	100.0%	60	0	537	537	0	9.0	9.0	0.0
由利本荘市	184	21	11.4%	81	60	113	747	634	5.4	9.2	3.8
潟上市	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大仙市	166	163	98.2%	163	0	1,554	1,554	0	9.5	9.5	0.0
北秋田市	76	21	27.6%	21	0	201	202	1	9.6	9.6	0.0
にかほ市	57	53	93.0%	52	△1	403	403	0	7.6	7.8	0.1
仙北市	44	44	100.0%	44	0	274	287	13	6.2	6.5	0.3
小坂町	22	22	100.0%	22	0	183	183	0	8.3	8.3	0.0
上小阿仁村	4	4	100.0%	4	0	110	141	31	27.5	35.3	7.8
藤里町	14	14	100.0%	14	0	84	85	1	6.0	6.1	0.1
三種町	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八峰町	25	25	100.0%	33	8	256	252	△4	10.2	7.6	△2.6
五城目町	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八郎潟町	21	21	100.0%	21	0	93	122	29	4.4	5.8	1.4
井川町	16	16	100.0%	16	0	79	99	20	4.9	6.2	1.3
大潟村	5	5	100.0%	5	0	58	58	0	11.6	11.6	0.0
美郷町	41	—	—	22	22	0	64	64	-	2.9	-
羽後町	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東成瀬村	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,382	850	61.5%	926	76	11,716	8,116	△3,600	13.8	8.8	△5.0

(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注 1) 秋田市は中核市で県の補助対象外であるため、含めていない。

(注 2) 「適正クラブ」は会員数がおおむね 30 人以上のクラブ（厚生労働省老健局長「老人クラブ等事業運営要綱」平成 21 年 6 月 15 日老発第 390 号）であり、補助対象となる。

(注 3) 「市町村報告」は友愛訪問活動強化支援事業費補助金の交付のために市町村が提出した実績報告による。補助金算出では友愛訪問活動実施老人クラブ数（市町村報告）が使用される。

(注 4) (実施率) = 友愛訪問活動実施老人クラブ数（市町村報告）／適正クラブ数×100。

(注 5) 「県老連報告」は県老連の「平成 28 年度友愛訪問活動強化支援事業報告」による。

(注 6) 「差異」＝「県老連報告」－「市町村報告」。

(注 7) 数値の端数は四捨五入により処理している。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見15】市町村補助額の根拠資料について

老人クラブ事業及び市町村老連に対する補助金の算出方法は前述のとおりであり、老人クラブ及び市町村老連に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となる。県は各市

町村に、実績報告時の実施調書に老人クラブ及び市町村老連に対する補助額を記載させるとともに、その根拠資料として市町村長印のある歳入歳出決算書を提出させている。

平成28年度に県から補助金が交付された18市町村の実績報告を確認したところ、3市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県によると、それらの歳入歳出決算書は他の補助金と合算した金額が記載されているとのことであるが、内訳が示されていないため、本事業に係る補助額を特定できない。

本事業の補助金は市町村等から申請・報告されたデータに基づいて計算し、交付されるものであり、データの正しさは補助金額に直結する。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。

【意見16】 より効果的な補助事業に向けた見直しについて

友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画(第7期老人福祉計画)でも位置付けられている事業であるが、前掲の表1のように、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。

今後、友愛訪問活動を推進していく必要があるが、現状をみると、たとえば、補助金額は1老人クラブ当たり6,300円に老人クラブ数を乗じた金額、あるいは1市町村老連当たり年70,200円がそのまま補助基準額となって確定しているケースがほとんどであり、結果的に友愛訪問活動の対象者数や訪問数に応じた補助とはなっていない。また、友愛訪問活動の推進役として市町村老連や県老連への補助が行われているが、すべての老人クラブが市町村老連や県老連に加入しているわけではないため、友愛訪問活動の推進に対する補助効果も限定的なものにとどまる可能性がある。

老人クラブによる友愛訪問活動は一人暮らし高齢者等に対する見守り体制の整備・運用を担うことになるとともに、老人クラブ会員に対して社会参加や生きがいづくり、健康づくりの貴重な機会を提供することになるため、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しをなされることを期待する。

3. 老人クラブ助成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業のうち、老人クラブ助成費補助金は、県内の老人クラブ活動及び市町村老人クラブ連合会（以下、「市町村老連」という。）の事業等に対し助成することにより、クラブ活動を通じて高齢者の社会参加を促すとともに、生きがいづくり・健康づくりを推進することを目的としている。また、老人クラブ活動推進事業費補助金は、老人の社会参加を促進する活動等の指導・育成を図るために、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会（以下、「県老連」という。）が行う活動を支援するものである。

県は、老人クラブ助成費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、市町村を通じて補助金を交付するとともに、県老連に対しては直接補助金を交付している。老人クラブ助成費補助金の算出方法は次のとおりである。

1）老人クラブ事業への助成

1 老人クラブ当たり月額 3,355 円とする基準額と、老人クラブ事業の実施に必要な経費に対して市町村が行う助成事業の実支出額、そして総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額である。

2）市町村老連への助成

1 市町村老連当たりの均等割として 194,000 円、会員割として一人当たり 72 円、その他県知事が必要と認めた額を合わせた基準額と、市町村老連事業の実施に必要な経費に対して市町村が行う助成事業の実支出額、そして総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額である。

平成 28 年度の補助実績は、老人クラブ助成費補助金の合計が 20,631 千円、老人クラブ活動推進事業費補助金が 7,744 千円である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	27,050	26,694	28,376
決算額	26,996	26,693	28,375

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	28,375	老人クラブ助成費補助金、老人クラブ活動推進事業費補助金
合計	28,375	

国	14,187 千円	50.0%
県一般財源	14,188 千円	50.0%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査の結果

【指摘事項13】 補助金算出根拠の老人クラブ数や会員数について

老人クラブ助成費補助金の算出方法は前述のとおりであり、各市町村の老人クラブ数と、各市町村に1団体ずつある市町村老連の加入クラブの会員数などに応じて補助金額の計算が行われている。市町村の老人クラブで直接補助対象となるのは会員数がおおむね 30 人以上のクラブであり、適正クラブと呼ばれている。一方、市町村老連に加入するクラブは、必ずしも適正クラブに限定されていない。

表 2(次ページ)は、平成 28 年度に市町村が補助金の実績報告で算定根拠として示している適正クラブ数と市町村老連加入のクラブ数、会員数を整理したものである。また、直接の補助対象ではないが、市町村が把握しているその他のクラブ数についても追記し、市町村別に適正クラブとその他クラブを合計している。

適正クラブ及びその他クラブを合わせた市町村集計と市町村老連加入のデータを比較すると、多くの市町村で両者は一致しているものの、24 市町村のうち 8 市町村において差異が見られる。たとえば、市町村老連加入の方が少ない場合、市町村内のすべてのクラブが市町村老連に加入しているわけではないと説明できるが、市町村集計の方が少ない場合、市町村と市町村老連でクラブを認識する基準等が異なる可能性がある。いずれも市町村から報告されたデータであり、整合性がとれていないことになる。さらに、クラブ数のみ、あるいは会員数のみ差異があるケースなど理解しづらい点もみられる。

また、適正クラブの平均会員数が 30 人を若干超えている、あるいは 30 人を下回っている市町村が見られる。「おおむね 30 人」と定義されているとは言え、適正クラブとする基準について市町村で差があるのではないかと、あるいは会員数の減少に応じて適正クラブの見直しが行われていないのではないかなどの疑問が生じる状況である。

県は各市町村から補助金実績報告額算出調書などに記載させる形で老人クラブ数や会員数のデータを入手し、それをもとに補助金額を算出しているが、そのデータの根拠まで提出させて確認しているわけではない。上記のような状況に加えて、さらに、老人クラブの会員数は

流動的であるにもかかわらず 24 市町村中 18 市町村で申請時の実施計画調書と年度末の実
施調書の会員数が同じであること、また、補助金実績報告額算出調書に記載誤りが見られるこ
となどから、現状の老人クラブ数や会員数のデータの正確性は十分に担保されていないので
はないかと考えざるを得ない。補助金の算出にも影響しかねない状況であるため、たとえば、
市町村から老人クラブの一覧表を提出させたり、疑問点を市町村に確認するなど、追加の根
拠情報を入手し、データの正確性を確認することが不可欠である。

県は、一定の根拠に基づき、合理的な手続きによって正確性を確認できた老人クラブ数や
会員数を用いて補助金の算出を行う必要がある。

表 2 平成 28 年度末の市町村別老人クラブ数・会員数

市町村	市町村集計							市町村老連加入		差異 (市町村老連－市町村)	
	適正クラブ			その他クラブ		計		クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)
	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	平均会員数 (人/クラブ)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)				
能代市	35	1,726	49.3	23	399	58	2,125	39	1,352	△19	△773
横手市	152	5,399	35.5	—	—	152	5,399	142	5,037	△10	△362
大館市	147	5,898	40.1	—	—	147	5,898	147	5,898	0	0
男鹿市	60	1,922	32.0	—	—	60	1,922	63	1,922	3	0
湯沢市	92	3,710	40.3	—	—	92	3,710	81	3,268	△11	△442
鹿角市	60	3,141	52.4	—	—	60	3,141	60	3,141	0	0
由利本荘市	184	7,660	41.6	—	—	184	7,660	184	7,924	0	264
潟上市	56	3,505	62.6	5	100	61	3,605	61	3,605	0	0
大仙市	166	6,526	39.3	—	—	166	6,526	166	6,526	0	0
北秋田市	76	3,424	45.1	7	131	83	3,555	83	3,555	0	0
にかほ市	57	2,287	40.1	—	—	57	2,287	57	2,287	0	0
仙北市	44	1,796	40.8	—	—	44	1,796	44	1,796	0	0
小坂町	22	830	37.7	—	—	22	830	22	830	0	0
上小阿仁村	4	271	67.8	—	—	4	271	4	271	0	0
藤里町	14	515	36.8	—	—	14	515	14	177	0	△338
三種町	13	443	34.1	24	417	37	860	37	860	0	0
八峰町	25	999	40.0	8	148	33	1,147	33	1,147	0	0
五城目町	58	2,568	44.3	5	77	63	2,645	63	2,645	0	0
八郎潟町	21	686	32.7	—	—	21	686	21	686	0	0
井川町	16	616	38.5	—	—	16	616	16	616	0	0
大潟村	5	232	46.4	—	—	5	232	0	0	△5	△232
美郷町	41	1,872	45.7	26	541	67	2,413	67	2,413	0	0
羽後町	31	862	27.8	7	79	38	941	38	941	0	0
東成瀬村	3	146	48.7	4	90	7	236	7	250	0	14
計	1,382	57,034	41.3	109	1,982	1,491	59,016	1,449	57,147	△42	△1,869

(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注 1) 秋田市は中核市として独自に補助事業を行っているため、含めていない。平成 28 年度末の秋田市の適正ク
ラブ数は 180 クラブ、会員数 7,070 人（その他クラブなし）である。

(注 2) 市町村集計のクラブ数、会員数は福祉行政報告例（平成 28 年度末現在）による。ただし、男鹿市は平成 28 年
度の補助対象クラブ数と異なっているため、補助対象クラブ数を記載している。

(注 3) 平均会員数＝老人クラブ会員数／老人クラブ数。

(注 4) 老人クラブ助成費補助金の算出対象は市町村集計の適正クラブ数と市町村老連及びその加入クラブの会員数。

(注 5) 数値の端数は四捨五入により処理している。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見17】 市町村補助額の根拠資料について

老人クラブ助成費補助金の算出には、老人クラブ及び市町村老連に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となる。県は市町村に対して実績報告時の実施調書に老人クラブ及び市町村老連への補助額を記載させるとともに、その根拠資料として市町村長印のある歳入歳出決算書を提出させている。

平成28年度に県から補助金が交付された24市町村の実績報告を確認したところ、8市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県によると、それらの歳入歳出決算書は他の補助金と合算した金額が記載されているとのことであるが、内訳が示されていないため、本事業に係る補助額を特定できない。

本事業の補助金は市町村等から申請・報告されたデータに基づいて計算し、交付されるものであり、データの正しさは補助金額に直結する。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。

【意見18】 老人クラブ助成の見直しについて

秋田県第6期介護保険事業支援計画・第7期老人福祉計画(以下、「老人福祉計画」という。)では、社会参加と生きがいづくりの促進のために老人クラブへの支援が掲げられている。高齢化が進む中、健康づくりや地域貢献活動などを行う老人クラブの役割は益々重要となるため、加入促進や若手高齢者の組織化の立ち上げなどにより活性化を図り、魅力あるクラブ活動を行うことを推進するとされている。

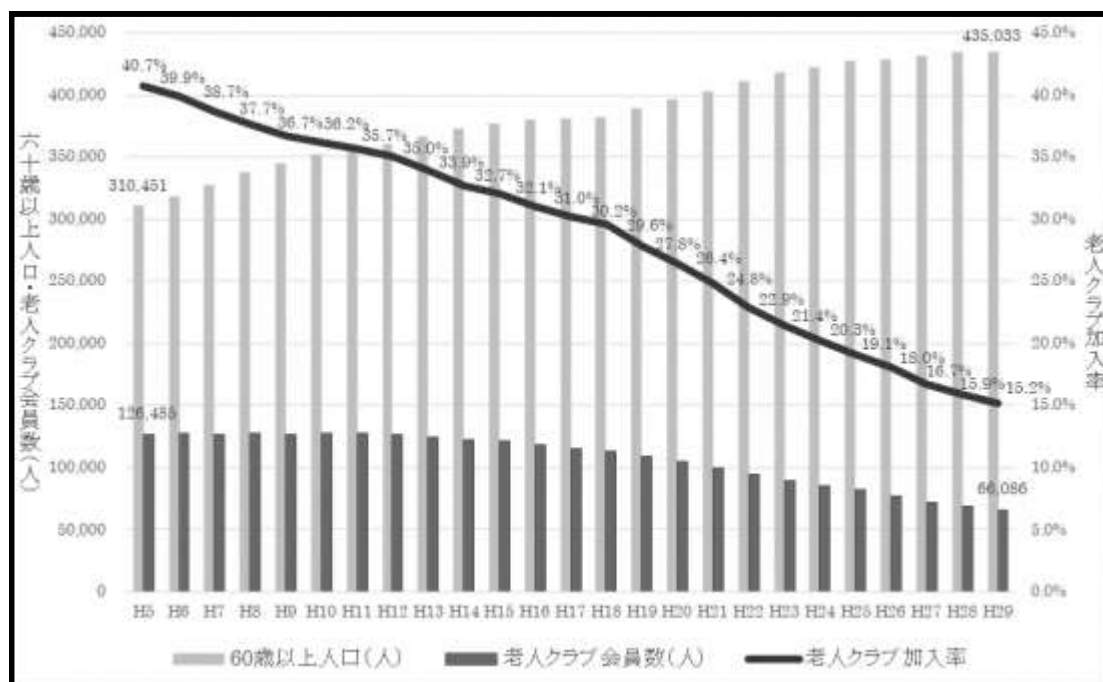
県はこの老人福祉計画に基づき、本事業や前述の友愛訪問活動強化支援事業などの助成事業を実施している。市町村を通じて老人クラブに補助を行ったり、あるいは老人クラブへの加入促進や活動支援を行っている市町村老連や県老連に対して補助金を支出している。

一方、図1(次ページ)は秋田県全体の老人クラブの会員数や加入率の推移を示したものである。平成5年には、会員の対象となる県内の60歳以上人口310,451人のうち、老人クラブ会員は126,485人であり、加入率は40.7%であった。その後、60歳以上人口は増加し、平成29年には平成5年の1.4倍に達したが、老人クラブ会員数は逆に減少を続け、平成5年の半分程度にまでなっている。老人クラブへの加入率は15.2%に低下している(宮城県8.5%や青森県9.1%より高く、岩手県16.2%より低い)。かつて加入率が50%を超え(昭和50年61.5%、昭和60年51.8%)、老人クラブの会員となるのが普通であった時代から、6～7人に1人しか加入しない時代になってきている。

老人福祉計画にあるように老人クラブの役割は依然として重要であると考えられ、老人クラブへの助成事業の必要性を否定するものではないが、時代の変化に対応した形に見直していくことは不可欠である。

たとえば、補助対象老人クラブの拡大である。これまではおおむね会員数30人以上の適正クラブを補助対象としてきたが、老人クラブ当たりの平均会員数自体が減少し、小規模化が進んでいる。平均会員数は平成5年の59.3人から平成29年の39.5人に縮小し、30人に近づいている。適正クラブのみを抽出しても平均会員数は減少し、平成29年は41.2人である。30人を下回る老人クラブを含めて補助対象を見直す必要がある。新たに補助対象とする小規模な老人クラブの基準を明確に定めたうえで、より幅広く助成を行うことが考えられる。

図1 秋田県の老人クラブの会員数、加入率の推移



(出所) 県資料(住民基本台帳年報、福祉行政報告例等)より包括外部監査人作成。

(注1) 会員数は各年3月末現在。秋田市を含む県全体の数値。適正クラブ以外のクラブの会員を含む。

(注2) 老人クラブ加入率＝老人クラブ会員数／60歳以上人口×100。

(注3) 数値の端数は四捨五入により処理している。

また、老人クラブに限定しない助成への移行も考えられる。老人クラブ加入率の急速な低下は高齢者のニーズの変化や多様化に老人クラブが対応できず、増加する高齢者の受け皿になっていないことを示している。そこで、老人福祉計画の「社会参加と生きがいづくりの促進」という目的に立ちかえり、支援の対象を老人クラブに限定せず、目的を達成するために効果的な対象を設定し直すべきである。高齢者だけで組織される団体に限らず、多様な活動内容を幅広くカバーし、目的に沿った活動に対して助成を行っていくことである。具体的には新たに助成事業を一つ立ち上げるというよりも、他の既存事業を活用しつつ、「社会参加と生きがいづくりの促進」の目的達成のために事業を再編するイメージである。その際、全体として財政支出が膨らまないようにすることが重要である。結果として本事業が縮小される可能性はあるが、老人クラブ会員となっている15.2%の高齢者に対する助成よりも、それ以外の84.8%の高齢

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

者に対する支援に比重が移ることはやむを得ない。

ただし、市町村によって老人クラブの位置づけが異なるため留意が必要である。老人クラブへの加入率は市町村によって能代市の 8.6%から五城目町の 55.1%まで差が大きい(表 3)。また、わずかではあるが、東成瀬村や八峰町のように最近会員数を増加させている町村もみられる。事業の検討に際しては、各地域の老人クラブの状況や高齢者の行動、ニーズなどについて十分調査し、実態を把握することが必要である。

県は、老人クラブ加入率の低下の事実と実態調査などの結果を踏まえ、老人クラブへの助成事業を見直す必要がある。

表 3 市町村別の老人クラブ数、会員数等の増減

	60 歳以上人口 (人)	H29(H28 年度末)				H25(H24 年度末)			増減率(H29/H25)		
		クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	加入率	平均会員数 (人/クラブ)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	平均会員数 (人/クラブ)	クラブ数	会員数	平均 会員数
能代市	24,729	58	2,125	8.6%	36.6	67	2,788	41.6	△13.4%	△23.8%	△12.0%
横手市	40,574	152	5,399	13.3%	35.5	172	7,190	41.8	△11.6%	△24.9%	△15.0%
大館市	32,631	147	5,898	18.1%	40.1	157	7,268	46.3	△6.4%	△18.8%	△13.3%
男鹿市	14,440	63	1,922	13.3%	30.5	70	2,469	35.3	△10.0%	△22.2%	△13.5%
湯沢市	20,881	92	3,710	17.8%	40.3	93	4,292	46.2	△1.1%	△13.6%	△12.6%
鹿角市	14,448	60	3,141	21.7%	52.4	80	4,404	55.1	△25.0%	△28.7%	△4.9%
由利本荘市	33,682	184	7,660	22.7%	41.6	196	9,261	47.3	△6.1%	△17.3%	△11.9%
潟上市	13,258	61	3,605	27.2%	59.1	68	4,307	63.3	△10.3%	△16.3%	△6.7%
大仙市	35,989	166	6,526	18.1%	39.3	174	7,214	41.5	△4.6%	△9.5%	△5.2%
北秋田市	16,329	83	3,555	21.8%	42.8	90	4,166	46.3	△7.8%	△14.7%	△7.5%
にかほ市	10,956	57	2,287	20.9%	40.1	66	3,655	55.4	△13.6%	△37.4%	△27.5%
仙北市	12,977	44	1,796	13.8%	40.8	48	2,257	47.0	△8.3%	△20.4%	△13.2%
小坂町	2,648	22	830	31.3%	37.7	24	1,021	42.5	△8.3%	△18.7%	△11.3%
上小阿仁村	1,363	4	271	19.9%	67.8	4	312	78.0	—	△13.1%	△13.1%
藤里町	1,786	14	515	28.8%	36.8	14	620	44.3	—	△16.9%	△16.9%
三種町	8,395	37	860	10.2%	23.2	42	1,083	25.8	△11.9%	△20.6%	△9.9%
八峰町	3,690	33	1,147	31.1%	34.8	33	1,135	34.4	—	1.1%	1.1%
五城目町	4,797	63	2,645	55.1%	42.0	64	2,871	44.9	△1.6%	△7.9%	△6.4%
八郎潟町	2,877	21	686	23.8%	32.7	21	739	35.2	—	△7.2%	△7.2%
井川町	2,351	16	616	26.2%	38.5	16	785	49.1	—	△21.5%	△21.5%
大潟村	1,118	5	232	20.8%	46.4	5	234	46.8	—	△0.9%	△0.9%
美郷町	8,992	67	2,413	26.8%	36.0	76	3,101	40.8	△11.8%	△22.2%	△11.7%
羽後町	6,861	38	941	13.7%	24.8	36	1,205	33.5	5.6%	△21.9%	△26.0%
東成瀬村	1,227	7	236	19.2%	33.7	7	220	31.4	—	7.3%	7.3%
計	316,999	1,494	59,016	18.6%	39.5	1,623	72,597	44.7	△7.9%	△18.7%	△11.7%

(出所) 県資料より包括外部監査人作成。

(注 1) 老人クラブ数、会員数は各年 3 月末(年度末)現在。適正クラブとその他のクラブの合計。60 歳以上人口は 10 月 1 日現在。

(注 2) 加入率＝老人クラブ会員数／60 歳以上人口×100。ただし、注 1 のとおり、老人クラブ会員数と 60 歳以上人口のデータは半年の時点のズレがあるため、平成 28 年度末の加入率を正確に示しているわけではない。

(注 3) 平均会員数＝老人クラブ会員数／老人クラブ数。

(注 4) 数値の端数は四捨五入により処理している。

4. 地域で支える認知症施策推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、早期診断・対応を充実させ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、地域で支える体制の構築を図る事業である。平成 27 年 1 月に厚生労働省等が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(以下、「新オレンジプラン」という。)に基づき、県は次の事業を行っている。

1) 認知症疾患医療センター運営事業（平成 28 年度決算額 14,063 千円）

平成 28 年度、新たに 4 か所の認知症疾患医療センターが開設され、計 6 か所のセンターの運営に対して補助金を交付している。

- ・地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（平成 25 年 10 月開設。以下、「県立リハセン」という。）
- ・医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院（平成 27 年 10 月開設）
- ・地方独立行政法人市立秋田総合病院（平成 28 年 10 月開設、以下、「市立秋田総合病院」という。）
- ・大館市立総合病院（平成 28 年 10 月開設）
- ・医療法人久幸会たかのす今村クリニック（平成 28 年 10 月開設）
- ・医療法人せいとく会菅医院（平成 29 年 2 月開設）

2) 認知症医療・介護体制充実強化事業（同 8,552 千円）

- ・医療支援体制充実強化事業（認知症対応力向上研修、サポート医養成）
- ・介護支援体制充実強化事業（認知症対応型サービス事業管理者研修、認知症介護指導者養成研修、介護指導者フォローアップ研修）
- ・医療・介護連携等推進事業（認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援推進員研修）

3) みんなで支える認知症施策推進事業（同 9,308 千円）

- ・認知症施策推進ネットワーク事業（認知症施策推進ネットワーク会議）
- ・認知症コールセンター運営事業（平成 28 年度公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下、「LL 財団」という。）に委託）
- ・認知症サポーター養成普及事業（キャラバンメイト養成講座等）
- ・認知症啓発促進事業（街頭キャンペーン実施）
- ・市民後見推進事業（平成 28 年度横手市、湯沢市補助）
- ・若年性認知症施策推進事業（平成 28 年度県立リハセンに若年性認知症支援コーディネ

ーター設置)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	19,002	35,187
決算額	—	17,972	31,923

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
報償費	100	認知症施策推進ネットワーク会議委員報酬
旅費	34	認知症施策推進ネットワーク会議職員旅費
需用費	18	
委託料	9,902	認知症対応型サービス事業管理者研修事業委託料、認知症対応力向上研修事業委託料、若年性認知症支援コーディネーター設置事業委託料、認知症コールセンター運営事業委託料
使用料及び賃借料	29	認知症施策推進ネットワーク会議会場使用料、認知症施策担当者会議会場使用料
負担金補助及び交付金	21,839	認知症疾患医療センター運営事業費補助金、認知症サポート医養成研修受講料負担金、認知症介護指導者養成研修受講料負担金、認知症初期集中支援チーム員研修受講料負担金、認知症地域支援推進員研修受講料負担金、市民後見推進事業費補助金等
合計	31,923	

国	10,734 千円	33.6%
県一般財源	8,223 千円	25.8%
繰入金	12,966 千円	40.6%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見19】 委託契約時の見積書の徴取について

平成 28 年度の認知症医療・介護体制充実強化事業とみんなで支える認知症施策推進事業において県は 7 件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。

見積書徴取の省略は県財務規則第 172 条第 2 項第 4 号の「役務の提供を受ける場合又は

事務若しくは事業を委託する場合で、その性質又は目的により見積書を徴取し難い契約をするとき。」を根拠としている。県によると、見積書を徴取することは可能であるが、契約予定先が1者に限定され、委託料の決定には価格競争の視点ではなく、価格の合理性や妥当性が重要な要素となることから、事業が効果的、効率的に行えるよう事業内容と必要経費、予算状況等を踏まえ、必要かつ妥当な額を積算するとともに契約予定先との事前の調整を行っているため、契約時に改めて見積書を徴取する必要がないとのことである。

この場合、まず県が業務内容の仕様及び積算金額及びその内訳を契約予定先に提示した上で、契約予定先は見積書に換えその積算金額で受託する意思を確認した受託書を県に通知している。ただし、契約根拠資料を見る限り、契約金額の決定過程が一方的である。実際には両者間で事前調整があった上で受託書を入手したとしても、契約根拠資料だけを見る限り、受託書ではなく見積書を徴すれば、積算金額よりも安価な価額の見積書が提示された可能性は否定できない。

見積書を徴取しない単独随意契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約（複数見積徴取）、単独随意契約（1者見積徴取）などの契約方法の中で最も競争性や透明性に欠けるものであるが、担当課の委託契約の多くがこの形式である。今後の委託契約に際しては、県財務規則の上記条文を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。

【意見20】 補助金の実施計画・実績報告について

市民後見推進事業費補助金は、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化することを目的とし、地域における市民後見人の活動を推進する事業に要する経費等を補助している。

平成28年度は横手市と湯沢市の2市に対して合計2,668千円の補助金を交付している。そのうち湯沢市では、当初予定していた市民後見人養成研修を開催できず、また、市民後見人の受任や支援の中核となる市民後見支援センターの設立が予定より遅れたため、補助金は当初予算額2,365千円よりも1,918千円少ない447千円の交付にとどまっている。

湯沢市が県に提出した書類を確認すると、申請時から当初予算の2,365千円ではなく、447千円の補助金額で収支予算書が作成されているが、その活動内容を示す実施計画は当初予算段階で想定されていたものであり、市民後見人養成研修の開催などが記載されたままである。また、実績報告のうち、収支精算書は補助金額447千円に対応する支出が記載されているが、活動内容は当初の実施計画から修正されていない。

実施計画や実績報告の内容が正確に記載されていない場合、提出された収支予算書や収支精算書の妥当性を検証することができない。本補助金では市の支出額がそのまま補助金額となるため、支出内容の確認が特に重要となる。また、当初予算額に対して2割以下の執行状況において、果たして当初想定した補助効果が見込まれるかなど補助金の交付自体の妥当

性を判断するためにも正確な実施内容の提示が求められる。

県は市町村に対して、交付対象事業の実施内容をより一層正確に報告するよう適切に指導する必要がある。

【意見21】 認知症施策の推進について

県は、高齢化率全国一の県として加速度的に認知症施策を展開するといった基本的な考えのもと、新オレンジプランに沿って、平成27年度から平成29年度に実施する認知症施策を打ち出している。その結果、平成30年4月には認知症疾患医療センター9か所、認知症サポーター77,000人、認知症サポート医120人などの数値目標を達成するとしている(表4)。

平成28年度までの事業実施の結果、県内初の基幹型認知症疾患医療センターである市立秋田総合病院を含めて認知症疾患医療センターは計6か所となり、平成29年4月段階の目標を達成している。その他、認知症サポート医養成研修、認知症対応力向上研修、認知症介護指導者養成研修などの各種研修の実施、あるいは認知症コールセンターの運営や若年性認知症支援コーディネーターの設置などの相談・支援体制整備など、おおむね計画に沿って事業が進められており、全体としては順調であると言える。

ただし、数値目標の中では認知症サポート医だけは平成30年4月の目標に若干届かない見通しである。また、認知症疾患医療センターでいえば、平成28年度には6か所で5,846件の外来に対応し、749件の認知症診断、548件の新規入院、2,399件の専門医療相談など着実に実績を上げているものの、それらの事業の評価自体は未実施である。さらに、認知症対応力向上研修では、修了した歯科医師、薬剤師、看護職員などの情報を市町村や地域包括センターを通じて活用することも計画されているが今後の対応となる。

相談業務についてみると、LL財団に委託して運営している認知症コールセンターの平成28年度の相談件数は113件であり、前年度の180件から4割近く減少している。県立リハセンに委託している若年性認知症支援コーディネーターへの相談件数も年間26件にとどまっている。利用者からみると、6か所の認知症疾患医療センターで相談業務が行われるとともに認知症コールセンターや若年性認知症支援コーディネーターの複数の窓口が設置されている。LL財団が「元気で明るい長寿社会づくり事業」で県から受託している高齢者総合相談・生活支援センターでも認知症関連の相談を受けており(平成28年度98件)、相談先の選択が難しいのではないかといった懸念も生じる。より一層わかりやく各相談窓口の存在や役割を周知することが求められ、実績の状況によっては窓口の整理・統合なども検討する必要がある。

県には認知症施策の加速度的な展開が求められており、量的な目標達成に向けて多くの事業を同時並行的に進める必要があるが、その際、より効果的あるいは効率的な運営や対応、さらに利用者の満足度など、質的な側面にも十分配慮しつつ取組が行われることを期待するものである。

表 4 認知症施策を推進するための目標値

	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月
認知症疾患医療センター	6 か所	9 か所
認知症サポーター	72,000 人	77,000 人
認知症サポート医	89 人	120 人
認知症初期集中支援チーム設置市町村数	6 市町村	25 市町村
認知症地域支援推進員設置市町村数	16 市町村	25 市町村

(出所) 県資料より包括外部監査人作成。

5. 介護人材確保対策事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、未経験者等の介護分野への新規就労と介護従事者の職場定着を支援することを目的とする事業である。

事業内容は次のとおりである。

表 5 介護人材確保対策事業の内容

項目	内容
(1) 介護人材確保対策事業	県福祉人材センターに配置する専任職員による介護分野の求人・求職に係るマッチングの推進並びに介護未経験者の新規就労及び職場環境の改善による職場定着の支援を行うもの。 ・委託先 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 ① 介護従事者新規就労支援 ・マッチング推進のための専任職員の配置 ・基礎講習会及び介護保険施設等実務訓練の実施 ・介護職員初任者研修受講経費の助成 ・介護職員応援 Web サイトの運営 ② 介護人材定着促進 ・理学療法士の派遣による腰痛予防対策等の普及 ・社会保険労務士等の派遣による職場環境等の改善
(2) 介護の仕事の理解促進事業	介護の仕事と魅力を紹介するため、一般社団法人秋田県介護福祉士会（以下、「県介護福祉士会」という。）の会員等による中学・高校の訪問に要する経費を助成するもの。平成 28 年度は県介護福祉士会と学校法人ノースアジア大学に補助を行っている。 ・補助先 一般社団法人秋田県介護福祉士会 学校法人ノースアジア大学 ・補助率 10/10
(3) 介護職キャリアアップ研修支援事業	① 介護職等の実践的スキルアップ講座開設事業 介護従事者や介護支援専門員等の能力を高めるための研修会を開催。 ・補助先 国立大学法人秋田大学 ・補助率 10/10 ○フィジカルアセスメント研修 ・対象者 介護従事者、リハビリ専門職 ○ファシリテーション研修 ・対象者 介護支援専門員 ② 介護事業所リーダー・中堅職員研修事業 若手職員の職場定着を促進するための「職場づくり・マネジメント研修」を開催。 ・対象者 介護施設職員

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

項目	内容
	③訪問介護員の人材養成における基本研修事業 要介護者の人権擁護・尊厳あるケア、多職種連携の知識を習得するための研修会を開催。 ・補助先 公益財団法人秋田県長寿社会振興財団 ・補助率 10/10 ○訪問介護員基礎研修(全 10 回) ・対象者 訪問介護員 ○訪問介護サービス提供責任者基礎研修(全 5 回) ・対象者 サービス提供責任者
(4)介護ロボット導入推進支援事業	介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化による職場定着を支援するため、介護ロボットの導入に要する経費を助成。 ・補助先 医療法人正和会 ・基準額 10 万円/台
(5)介護事業所内保育所運営支援事業	介護従事者の職場定着を支援するため、介護事業所内保育所の運営に要する経費を助成。 ・補助先 医療法人寿光会 ・補助率 2/3
(6)高校生等を対象とする介護の職場体験事業	高校生等の若年層を対象に、介護施設での職場体験の機会を提供し、介護の仕事に対する理解を深めることにより、介護職への就労を促進。 ・委託先 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 ・対象者 高校生及び大学生等
(7)介護サービス事業所認証評価制度構築事業	深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、職員の待遇改善や人材育成等を積極的に実施する介護サービス事業所の取組を認証評価する「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」(以下、「認証評価制度」という。)の構築を図るものである。 認証評価制度の運用は平成 29 年度からを予定しており、平成 28 年度は仕組みづくりを行っており、その業務を株式会社エイデル研究所に委託している。

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	32,460	40,412
決算額	—	30,346	43,972

(注 1) 介護人材確保対策事業は、平成 27 年度に開始された事業である。

国	—	—%
県一般財源	—	—%
県債	—	—%
繰入金	30,346 千円	100%
その他(諸収入)	—	—%

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
報償費	384	
旅費	119	
委託料	38,070	介護人材確保対策事業 介護サービス事業所認証評価制度構築事業
使用料及び賃借料	16	
負担金補助及び交付金	5,380	介護職キャリアアップ研修支援事業
合計	43,972	

(単位:千円)

事業名	報償費	旅費	委託料	使用料及び 賃借料	負担金補助 及び交付金	合計
介護人材確保対策事業	—	—	21,813	—	—	21,813
介護の仕事の理解促進事業	—	—	—	—	1,265	1,265
介護職キャリアアップ研修支援事業	64	43	—	16	2,465	2,589
介護ロボット導入推進支援事業	—	—	—	—	200	200
介護事業所内保育所運営支援事業	—	—	—	—	1,450	1,450
高校生等を対象とする介護の職場体験事業	—	—	4,807	—	—	4,807
介護サービス事業所認証評価制度構築事業	320	76	11,449	—	—	11,846
合計	384	119	38,070	16	5,380	43,972

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見22】 介護の職場体験事業の開始時期について

介護人材確保対策事業の一つとして高校生等を対象とする介護の職場体験事業(以下、「職場体験事業」という。)を実施している。この事業は、高校生等の若年層を対象に介護施設での職場体験の機会を提供し、介護の仕事に対する理解を深めることにより、介護職への就労を促進しようとするもので、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)に業務を委託している。職場体験の機会の提供に関しては、受け入れ可能な施設を募っており、高校生等はそれら受入施設で職場体験を行うことになる。

職場体験事業は、当初予算額 6,588 千円に対して執行額は 4,807 千円で 1,781 千円の執行残が生じている。この結果をみる限り、さらなる拡大の余地があったのではないかとと思われる。

体験希望者について、当初 100 名予定していたが実際は 58 名にとどまっている。そのため、当初予算では受入施設への謝礼金を 1,800 千円と見込んでいたが、実際には 738 千円にとどまっており、このことが執行残の生じた大きな要因となっている。

本事業においては、職場体験者の拡大に努める必要があるが、そのためには、広報を行うタイミングと事業開始の時期を早めることも一つの方法と考える。

本事業において受託者は、平成 28 年 6 月に県内の高等学校にポスターを持参して広報を行っている。職場体験事業においては後日、介護の職場体験希望者在籍校への聞き取り調査を行っており、広報の時期は適切だったかとの質問を行っている。この質問に対しては、もう少し早い方が良いとの意見も見受けられた。

高等学校等は様々な学校行事を予定しており、広報を行う時期を遅らせてしまうと学校行事に加えることが難しくなってしまう状況が想定される。また、次表は職場体験事業の平成 28 年度の実施状況を示したものであるが、これによると、7 月から事業を実施している。広報の時期を早めれば 6 月以前に実施する余地もあり、本事業を実施しようとする高等学校等も増える可能性があると思われる。

表 6 職場体験事業の実施状況

(単位:人)

体験月	学生(高校生)	学生(その他)(※1)	一般	合計
6 月	0	0	0	0
7 月	8	1	1	10
8 月	24	6	2	32
9 月	2	0	1	3
10 月	2	0	2	4
11 月	0	0	4	4
12 月	1	0	4	5
合計	37	7	14	58

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

(注 1) 短期大学生、大学生。

表 7 職場体験事業の支出内容

項目	金額(千円)	説明
賃金	1,194	職員俸給、職員諸手当
共済費	142	社会保険料
報償費	738	体験受入協力謝金
旅費	65	職員旅費、車両燃料費、ETC 利用料
需用費	1,871	ポスター等印刷費、冊子作成費、消耗品費等
通信・運搬費	156	通信運搬費
役務費	31	ボランティア保険料、振込手数料
使用料及び賃借料	251	パソコンリース料、コピーパフォーマンス料
消費税等	356	
合計	4,807	

(出所) 平成 28 年度秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実績報告書。

聞き取り調査は受入施設に対しても行っているが、それによると、受け入れ可能時期を随時としているところが大多数であり、施設においては 6 月以前に本事業を実施することに特段の支障はないと思われる。

本事業は、平成 28 年度の新規事業であり、主たる対象である高校生等の若年層や体験受け入れ事業者等への周知協力要請を行いながら進める必要があったため、初年度においては日程的にかなり厳しい状況にあったとのことであるが、今後は、事業の目的である介護の仕事と魅力を紹介するために、より多くの職場体験者を集められるよう対応していく必要がある。そのためには、広報を行う時期を早め、あわせて職場体験を実施する時期も早めることが一つの方法であり、県はそのことを県社協に要請することが望ましい。

【意見23】 介護の職場体験事業における大学生への対応について

職場体験事業について、「秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)が定められている。

実施要綱は本事業の対象者を高校生や大学生としている。一方、委託契約を締結するにあたって業務仕様書を作成しているが、業務委託仕様書では、高等学校に対してどのような対応を行うのかは示されているが、大学生もしくは大学に対してどのような対応を図るのかが示されていない。また、「【意見22】介護の職場体験事業の開始時期について」の表 6 に示したとおり、職場体験事業は高校生、大学生以外に一般の体験者も含まれている。一般は求職活動中の者などであるが、一般に対してどのような対応を図るのかも業務委託仕様書には明確に示されていない。

平成 29 年 1 月 30 日に受託者から提出されている「平成 28 年度秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)をみても、短大・大学・養成校にはポスター(17 施設×2 枚)とチラシ(17 施設×25 枚)を配布しているのみで、積極的な広報やその後に聞き取り調査を行っている形跡がない。

短期大学、大学及び一般から職場体験希望者を募るためにどのような対応を図るのかを整理し、具体的な対応を業務委託仕様書等で明確化しておく必要がある。

- (1)県内の全高校訪問による介護の職場体験事業の趣旨説明及び協力要請
 - ①職員による高校訪問
 - ②事業紹介ポスター・チラシの作成・配布
- (2)全県の高校 1 年生を対象とする介護の仕事と魅力を紹介する小冊子の配布
 - ①介護職のイメージアップ小冊子等の作成・配布
- (3)職場体験を受け入れる県内介護保険施設等の開拓及び受入施設に対する謝金の支払い
 - ①介護保険施設・事業所訪問による趣旨説明及び受入施設としての登録依頼
 - ②体験実施後の謝金支払い

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

(4)職場体験希望者と受入施設のマッチング

①体験希望者と受入施設のマッチング

②ボランティア活動保険加入手続き及び保険料の支払い

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

6. 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の退職手当支給を助成し、職員の待遇改善により社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。具体的には、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、県は共済制度を運営する独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）に対して県内の社会福祉施設等の職員の退職手当の支給に要する費用の一部を負担している。

平成 28 年度は、対象職員 7,790 人分に対して、一人当たり 45,300 円、総額 352,887 千円の補助金の交付を行っている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	334,368	323,941	374,026
決算額	309,285	312,107	352,887

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	352,887	社会福祉施設職員退職手当共済費補助金
合計	352,887	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見24】 請求額の根拠データの確認について

県は毎年、福祉医療機構からの請求に基づいて補助金を交付しているが、福祉医療機構は県内の被共済職員数に国から示される基準単価を乗じて請求額を算定している。

県として請求額の妥当性や正確性を確認できるのは被共済職員数であるため、平成 28 年度に福祉医療機構から提出された県内の共済契約加入施設名簿を確認したところ、職員数の合計は 10,847 人であり、前述の被共済職員数 7,790 人と一致していなかった。監査時に県から改めて福祉医療機構に依頼し、補助対象職員数の記載されたデータを入手することにより、ようやく職員数の整合性を確認できたところである。

本事業は３億円を超える歳出であり、しかも県内の社会福祉施設の職員数に応じて毎年増加している補助金である。法律に基づき機械的に計算して交付する性質のものであるとは言え、県としては可能な限り、その根拠を確認すべきである。福祉医療機構から根拠データを入手するだけでなく、前年度との比較で市町村別、施設別の職員数の増減に異常値がないかどうか、他の事業で入手している市町村別、施設別の職員数データと整合しているかなどの分析を行うことが考えられる。

県は福祉医療機構からの請求額の根拠データを分析し、補助金額の妥当性、正確性を確認する必要がある。

7. 老人福祉施設等環境整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、在宅生活が困難な高齢者の身体的、精神的な健康の維持・向上を図るため、介護関連施設整備費補助金交付実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に基づき、県が補助金を交付し、老人福祉施設等の整備を推進するものである。

老人福祉施設整備費補助金は、市町村や社会福祉法人による定員 30 人以上の特別養護老人ホームの整備をはじめ、養護老人ホームや定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスの整備を対象としている。

平成 28 年度は 2 か所の施設の整備(総事業費の合計は 1,232,182 千円)に対して、352,500 千円の補助金が交付されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	387,750	176,250	352,500
決算額	871,900	458,250	352,500

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	352,500	介護関連施設整備費補助金
合計	352,500	

国	—	—
県一般財源	23,500 千円	6.7%
県債	329,000 千円	93.3%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見25】 補助単価の算定方法について

実施要綱によると、老人福祉施設整備費補助金の額は、県の予算の範囲内で、過去 3 年間の実績の平均額から対象経費を算定し、算出された対象経費の実支出額の 4 分の 3 を補

助単価とするとだけ定められている。

実際の補助金額の算定では、過去 3 年間の補助対象となった施設整備の事業費と施設整備によって増えた定員数から定員一人当たりの対象事業費を算出し、その 4 分の 3 を補助単価として設定している。そして、補助しようとしている施設整備によって増える定員数に補助単価を乗じて補助金の額を算定している。平成 28 年度の補助単価は定員一人当たり 3,525 千円である。

実施要綱の記載だけでは補助金額の具体的な算定方法がわからないこと自体、問題であるが、さらに、補助単価の設定過程についても見直しの余地がある。

過去 3 年間の事業費とは施設整備の総事業費ではなく、そのうちユニット以外に係る事業費を抽出して補助単価の計算に使用している。ユニットは少人数(10 人以下)の入所者の個室とその入所者が共用で利用するスペースからなる生活単位のことを指し、施設はいくつかのユニットで構成されることになる。ユニット以外とは事務室や会議室などの管理関連の施設、あるいはホールや浴室などの入所者全員の共用スペースなどである。平成 28 年度の補助単価を設定する際に前提となった平成 25～27 年度のユニット以外の事業費は 2,009,308 千円であるが、ユニット部分の整備費を含む総事業費は 5,656,859 千円である。ユニット以外の事業費は総事業費の 35.5%程度を占めるに過ぎない。

県は本補助金により老人福祉施設の整備を推進しているが、特にユニット以外の部分の拡充を推進するという政策的な意図はないということであるため、ユニット以外の事業費のみから補助単価を設定する合理的な理由がない。補助単価の設定だけでなく、補助金交付の趣旨をわかりづらくしている。仮に事業費の一部を抽出するのであれば、定員増を図る目的を踏まえて、むしろユニット部分の方である。

県によると、起債に係る国の補助などと同様の方法で設定しているとのことであり、補助単価の設定方法を変えることによる不都合があるのであればやむを得ないが、県独自の補助金として見直すことが可能であれば、今後、補助単価の設定について検討することが望ましい。その際、補助金の新たな単価や算定方法を導入したとしても、補助対象事業の総事業費に対する補助金の割合は従来からアップしないようにすることが重要である。

【意見26】 補助金の交付条件について

本事業と後述する地域介護福祉施設等整備事業は、補助対象施設や補助金算定方法は異なるものの、県内の社会福祉施設の整備に対する補助金であることは同じである。1 か所の施設整備でも、施設本体の整備で本事業の補助を受けるとともに、施設の開設準備に対しては介護施設開設準備経費等支援事業費補助金を受けているケースもみられる。

ただし、本事業の実施要綱における補助金交付条件の記載は、地域介護福祉施設等整備事業の実施要綱(地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱など)よりもかなり簡略化されている。たとえば、本事業の実施要綱では、補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告義務や補助事業の調達を原則一般競争入札とすることなどが定められていない。

第 5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

本事業は定員 30 人以上の規模の大きい特別養護老人ホームなどの施設整備を対象としているため、より事業費が大きくなることが想定され、上記の交付条件を付ける必要性は高いと考えられる。

別の補助事業として交付条件が異なることはあるが、必要な交付条件については一貫した記載とし、同様の社会福祉施設整備に対する関連の補助金として整合性を持たせることが望ましい。

8. 地域介護福祉施設等整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な地域密着型サービス施設等の整備を推進するものであり、地域医療介護総合確保基金を活用した次の3つの補助事業からなる。

1) 地域密着型サービス施設等整備事業費補助金

地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービス施設等の整備費を対象とし、市町村を通じて補助金を交付する事業である。

平成28年度は、15か所の施設整備に対して823,820千円の補助金が交付されている。

2) 介護施設開設準備経費等支援事業費補助金

特別養護老人ホーム等の施設の円滑な開設のために、開設前6か月間の看護・介護職員等の雇い上げ経費や備品購入などの必要経費を対象として補助金を交付する事業である。県事業と市町村事業に区分されており、県事業は定員30人以上の特別養護老人ホームなどを対象として市町村・社会福祉法人・医療法人に補助金を交付し、市町村事業は地域密着型特別養護老人ホームなどに対し、市町村を通じて補助金を交付している。

平成28年度は、16施設の開設準備に対して191,889千円の補助金が交付されている。

3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金

既存の特別養護老人ホーム等の改修等に要する経費を補助する事業であり、県事業と市町村事業に区分されている。県事業には、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修を支援するものがある。

平成28年度は、県事業として1件の施設改修に対して33,600千円の補助金が交付されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	141,839
決算額	—	882,053	1,049,309

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,049,309	地域密着型サービス施設等整備事業費補助金、 介護施設開設準備経費等支援事業費補助金、 特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金
合計	1,049,309	

国	—	—%
県一般財源	—	—%
繰入金	1,049,309 千円	100.0%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査の結果

【指摘事項14】 消費税等に係る仕入控除税額の報告について

3 つの補助事業では、それぞれ地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱、介護施設開設準備経費等支援事業費補助金交付実施要綱、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金交付実施要綱(以下、3 つを総称して「実施要綱」という。)に基づいて、補助金が交付されている。

実施要綱では、県事業など、県が直接、事業者へ補助金を交付する場合の条件として、「補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。」などと定められている。県が消費税等の仕入控除税額に係る補助金返還の可否を確認することが目的である。

平成 28 年度は介護施設開設準備経費等支援事業費補助金の 2 件、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金の 1 件、合計 3 件の補助対象事業が該当するが、いずれも「消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額報告書」は県に提出されていなかった。その後、監査時に県から補助対象事業者へ依頼し、1 件は提出されている。

県によると、国の交付金においては、補助事業者の決算期や補助金計上年度の違いを考慮して、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに報告しなければならない。」とされ、報告時期に余裕を持たせているとのことであるが、県の実施要綱ではそのような定めはない。また、国も県も「速やかに」報告すべきであることは同じであり、監査時の指摘がないと提出されなかった可能性もあることから問題である。

県は、補助対象事業者に対し、実施要綱に定められた補助金の交付条件等を遵守するように適切に指導を行う必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見27】 補助対象事業における入札の実施について

実施要綱では、補助金の交付条件として、補助対象事業者が事業を行う場合は原則として一般競争入札によるなど県や市町村の契約手続きに準拠することが定められている。

県は別途入札結果等を確認しているとして補助事業の実績報告等で入札実施に係る資料の提出を求めているため、監査の一環として平成28年度の延べ32件の補助対象事業のうち6件を抽出し、県を通じて事業者等に入札関係の資料の提出を依頼した。その結果、5件の資料を入手することができ、そのうち入札が行われていたのは3件(いずれも指名競争入札であり、入札不調により随意契約となった1件を含む。)であった。そのほかは随意契約であり、複数の見積書の提出があった。県によると、資料を入手できなかった1件も随意契約ではないかとのことである。

本補助金の対象となる事業は数百万円から数億円規模の事業費であり、たとえば県財務規則第171条の随意契約によることができるとする契約金額(工事請負250万円、財産買入れ160万円)を超えている場合が多い。また、一般的な社会福祉施設の建設工事や改修工事、設備・備品購入であり、特に、対応できる業者が限定される、その性質などが入札に適さない、入札を実施する時間がないといったケースは少ないと考えられる。よって、県や市町村の契約手続きに準拠していない事業があるのではないかと懸念は生じる。

事業費の金額は補助金の算出に影響してくる可能性があるため、事業者はより競争性が働き、経済性を追求した金額となるように契約手続きを行う必要がある。県は、補助金の交付決定通知等の際に改めて補助対象事業者に交付条件を遵守するよう周知する必要がある。

9. 老人福祉総合エリア運営費(北部、中央地区、南部)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業では、北部老人福祉総合エリア(以下、「北部エリア」という。)、中央地区老人福祉総合エリア(以下、「中央エリア」という。)、南部老人福祉総合エリア(以下、「南部エリア」という。)の3エリアの施設に関して指定管理者を指定して管理・運営を行っている。

平成28年度から平成32年度の5年間の指定管理者は、3エリアとも社会福祉法人秋田県社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)である。平成28年度の指定管理料の合計は395,815千円である。

表8 指定管理対象施設の概要

項目	北部老人福祉総合エリア	中央地区老人福祉総合エリア	南部老人福祉総合エリア
所在地	大館市十二所字平内新田237番地の1	秋田市御所野下堤五丁目1番地の1	横手市大森町字菅生田245番地の34
設置目的	高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与え、もって高齢者の福祉の増進に資すること		高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与えると共に、高齢者を入居させて日常生活上必要なサービスを提供し、もって高齢者の福祉の増進に資すること
開設年月	平成11年8月	平成9年8月	昭和63年7月 (老人専用マンション平成3年10月)
施設規模	敷地面積 100,895 m ² 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 7,327 m ²	敷地面積 179,746 m ² 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 9,344 m ²	敷地面積 109,218 m ² 鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 11,113 m ²
施設内容	1階:事務室3室、会議室、視聴覚室、多目的ホール、屋内運動広場、グリーンハウス、温室実習室、食品加工室、趣味文芸室、木工室、陶芸室 2階:大浴場、広間、研修室、茶室、ボランティア室、宿泊室4室 屋外:テニスコート4面、ゲートボール場2面、多目的広場、イベント広場 その他:駐車場、管理棟、職員住宅、農園、その他	1階:事務室3室、会議室、視聴覚室、研修室、多目的ホール、屋内運動広場、屋内温水プール 2階:大浴場、広間、ボランティア室、木工室、陶芸室、茶室、趣味文芸室、宿泊室6室 屋外:緑地運動広場 その他:駐車場、屋外トイレ、その他	(コミュニティセンター) 1階:旧診療・リハビリセンター、旧在宅老人介護センター 2階:事務室、会議室、視聴覚室、研修室、屋内温水プール、木工室、陶芸室、民芸室、広間 3階:大浴場、休憩娯楽室、宿泊室(老人専用マンション) 1階:事務室、談話ホール、宿直室、食堂、静養室、相談室 2階:娯楽室、居室8室 3階:居室9室(屋外、その他) 屋外:ゲートボール場 その他:コミセン駐車場、職員住宅、屋外トイレ、マンション屋外倉庫、その他
開館期間・時間	・休業日:毎週月曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:9時～17時(宿泊室16時～翌日10時)	・休業日:毎週月曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:9時～17時(宿泊室16時～翌日10時、屋内温水プール10時～13時・13時30分～17時)	・休業日:毎週月曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:9時～17時(宿泊室16時～翌日10時、屋内温水プール10時～13時・13時30分～17時) ・老人専用マンションは休業日・時間なし

② 事業費の推移

(北部老人福祉総合エリア運営費)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	108,838	108,490	111,305
決算額	108,838	108,490	111,305

(中央地区老人福祉総合エリア運営費)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	118,563	118,777	115,695
決算額	118,563	118,777	115,695

(南部老人福祉総合エリア運営費)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	147,562	147,053	156,232
決算額	147,562	153,170	168,815

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	395,815	北部老人福祉総合エリア指定管理料、中央地区老人福祉総合エリア指定管理料、南部老人福祉総合エリア指定管理料
合計	395,815	

(2) 監査の結果

【指摘事項15】 指定管理者の公募期間中の個別交渉について

現在の指定管理者の公募は平成 27 年度に行われている。平成 27 年の 7 月 17 日から募集要項の交付が開始され、7 月 29 日～31 日に説明会開催、県への質問の受付は 7 月 17 日～8 月 28 日、申請書等の提出期限が 9 月 4 日といったスケジュールで進められている。およそ 1 か月半の公募期間が設けられている。

申請書類の一つに「指定の申請に関する意思の決定を証する書類」があり、監査で申請書類確認の一環として事業団から提出された理事会の議事録等を閲覧したところ、指定管理者への申請の意思決定のために、指定管理施設と一体的に運営されている施設に関して県と協議を行ったことが記録されていた。

指定管理者の公募に申請しようとする者は、定められた期間に所定の方法で質問をするこ

とにより県とやりとりを行うことができるが、事業団と県の協議は定められた質問等の手続きを経していないものである。公募期間中に県と申請者の個別交渉が行われると指定管理者の公募や申請、選定自体の公平性や透明性を欠くことになる。

県としては、事業団との協議は指定管理者の公募とは別に従来から行ってきたものであり、たまたま指定管理者の公募期間中と重なっただけであり、指定管理者選定の公平性には影響していないとのことであるが、事業団側は本協議の結果が指定管理者に申請するかどうかを左右するとしており、事後的に第三者からみると指定管理者に係る協議であると受け取られても仕方ない状況である。

県は、指定管理者の公募期間であることを考慮し、不要な疑いを招かないような対応が求められる。

指定管理者の募集要項の内容など申請を左右するような重要な事項については公募前に十分検討しておく必要がある。公募開始以降に同様な事項が生じた場合でも予定どおり申請を受け付け、仮に申請がなく不調に終わった場合には改めて募集要項等を再検討し、再度公募を行うといった手続きをとるべきである。

県は、指定管理者の公募に関して、不要な誤解を招かないよう徹底する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見28】 指定管理者選定委員会の独立性の確保について

平成28年度から5年間の3エリアの指定管理者を選定するために、平成27年11月に2回の選定委員会が開催されている。選定委員会は5名の委員で構成され、そのうち3名が大学教授などの外部委員であり、残り2名は県の健康福祉部次長が就任している。委員長は健康福祉部次長である。

選定委員会ではエリアごとにあらかじめ定められた審査基準に基づいて各委員が応募者に点数をつけ、それを平均して総合得点を算出する方法で審査を行っている。今回は3エリアとも事業団のみの応募であり、審査の結果、総合得点が最低点である60点を上回ったため、3エリアで事業団がそのまま選定されている。

ただし、平成27年9月時点で、県の健康福祉部長が事業団の理事に就任している。他にも県のOBが事業団の理事や評議員となっている。選定委員会の詳細な議事録が残されていないため各委員の審査への関与の程度は不明であるが、健康福祉部長をはじめとして県の関係者が理事や評議員を務める応募者を健康福祉部次長が委員会の委員長及び委員として審査(採点)しているとすれば、外形上、応募者に対して選定委員会の独立性を確保できていない状況である。

選定委員会は指定管理者の選定に際して客観的で公平かつ透明性の高い審査が求められるため、実際の客観性や公平性だけではなく、外形上も疑念を生じさせないように独立性の確保が必要であり、たとえば、応募者と利害関係のある委員は審査から外れるなどの対応が

必須と考えられる。また、その対応が事後的に確認できるような議事録の作成・保管も必要である。

県は、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」(平成 25 年 10 月)(以下、「ガイドライン」という。)及び健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会設置要綱(以下、「要綱」という。)に従って委員を選任し、選定委員会を運営しているが、応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための規定は不十分である。ガイドライン及び要綱において応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための手続きを定め、それに基づいて選定委員会を運営する必要がある。

【意見29】 施設の利用促進について

指定管理業務の仕様書によると、指定管理者には管理運営業務及び施設設備維持管理業務とともに施設利用促進業務の実施が求められている。宣伝広報や各種自主事業等を行って施設の利用者を増やすことである。県は、指定管理者の創意工夫を促すために、利用料金が指定管理者の収入となる利用料金制を導入しており、施設の利用促進は指定管理者制度導入のねらいの一つである。指定管理者選定時の審査でも施設利用促進策に関する項目があり、現在の指定管理者は一定の評価を得て選ばれている。

県と指定管理者は各年度で利用者数や利用料金収入の目標を設定している。次図は各年度に設定された利用者数の目標値と実績値の推移をグラフ化したものである。利用者数の実績合計をみると、中央エリアは増加しているが、北部エリアと南部エリア(コミュニティセンター等。南部エリアのうち老人専用マンション以外の施設のこと。以下同様。)は横ばいないしは微減で推移している。南部エリア(老人専用マンション)の利用者数は入居者数のことであり、他の利用者数と性格は異なるが、明らかに減少している。いずれのエリアも実績が目標を下回っていたが、平成 28 年度には中央エリアと南部エリア(コミュニティセンター等)で目標を上回る実績となっている。ただし、どちらも目標値を下げることで達成できたものであり、さらに南部エリア(コミュニティセンター等)は利用者数のカウント方法の変更による影響もあり、そのまま評価することはできない。利用料金収入でみると、次のように平成 28 年度はいずれも目標額を達成できていない。

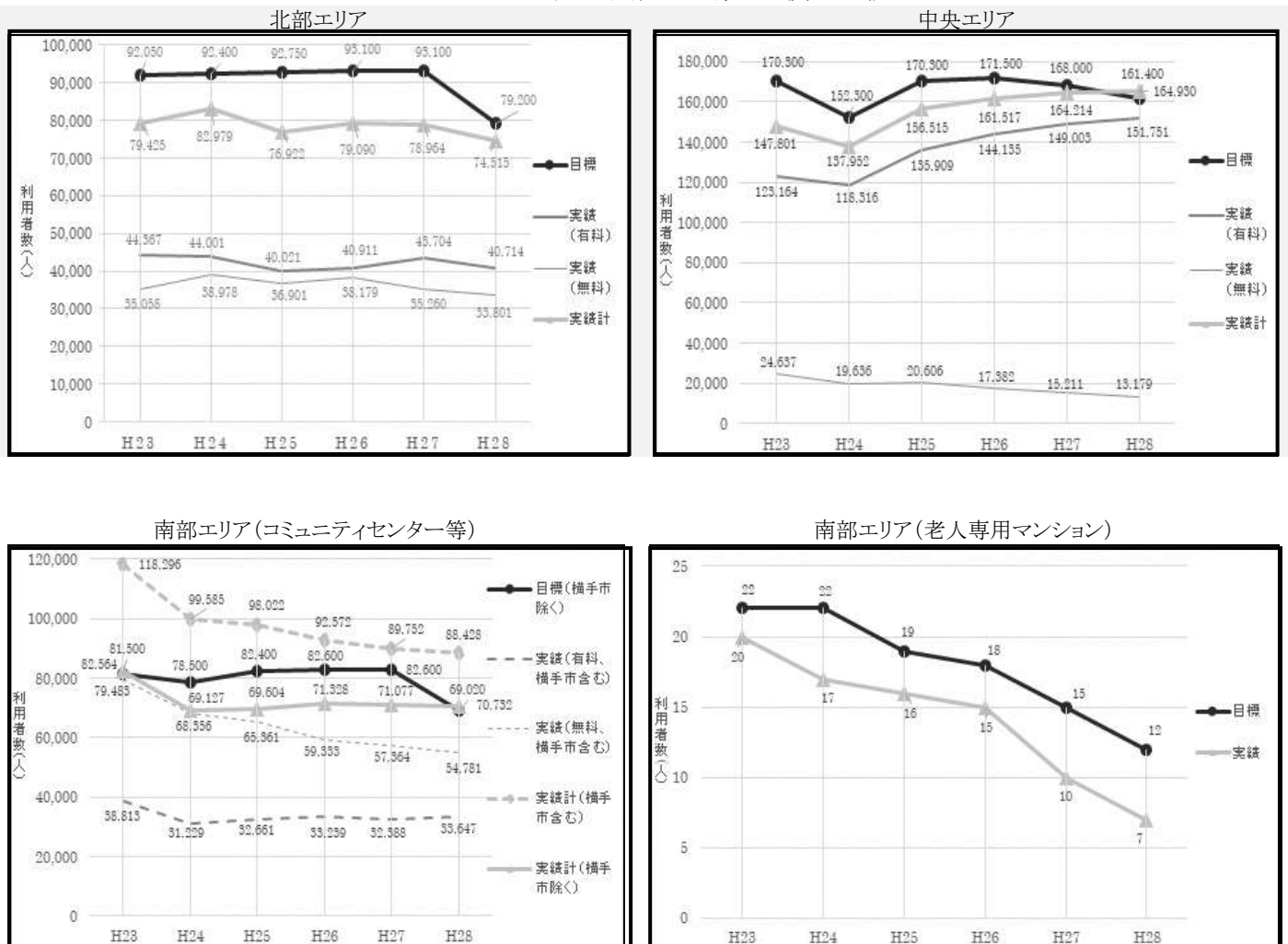
表 9 平成 28 年度利用料金収入の目標額と実績額、目標達成率

	目標額	実績額	目標達成率
北部エリア	22,735 千円	19,917 千円	87.6%
中央エリア	54,530 千円	52,005 千円	95.4%
南部エリア(コミュニティセンター等)	39,445 千円	23,085 千円	58.5%

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

図2-3 エリアの利用者数の目標と実績の推移



(出所) 県資料及び社会福祉法人秋田県社会福祉事業団事業報告書より包括外部監査人作成。

(注1) 「実績(有料)」は有料利用者数の実績、「実績(無料)」は無料利用者数の実績、「実績計」は両者の合計。

(注2) 南部エリア(コミュニティセンター等)では横手市分の利用者数を除いて目標設定がなされているため、実績も横手市分を除いた利用者数。ただし、横手市分を含めた全体の利用者も破線で示している。

(注3) 南部エリア(老人専用マンション)の利用者数はマンションへの入居者数である。

今後、より一層、施設の利用促進を図っていく必要があるが、中央エリアの例もあり、工夫次第ではまだまだ利用者を増やせる余地はある。たとえば、中央エリアの屋内運動広場では、小中学生のスポーツ団体(バスケット、フットサル、卓球等)や外郭団体による交通安全教室等のイベント開催など、高齢者に限らない幅広い対象者の利用を喚起し、有料利用者を前年度から3千人以上増やしている。各エリアの立地条件には差があり、必ずしも中央エリアのように有料利用者数を増やせないことも考えられるが、その場合には無料利用者を含めて利用促進を図ることにも十分意味がある。各エリアとも無料利用者数は減少傾向にある。利用料金制のもとでは有料利用者の利用促進が中心となるのはやむを得ないが、施設の設置目的を達成するためには、有料無料にかかわらず、まずは施設が有効に活用されることが重要である。

県は、着実に施設利用者数の増加につながるよう、指定管理者の目標設定やその実績の評価、指定管理者への指導・支援を通じて、より一層効果的な利用促進を図っていく必要がある。

【意見30】 指定管理業務の収支の分析・評価について

表 10 は、指定管理業務に係る決算の概要を抽出したものである。老人専用マンションを除く 3 エリアの収益、費用の構造はおおむね類似している。収益は指定管理料が中心となり、利用料金がそれに次いでいる。収益から費用を差し引くとかなりのプラスの差額が残るが、そこから繰入金などの費用が控除され、当期差額はプラス1千万円程度までに収まっている。

プラスの当期差額を確保し、次期繰越差額を積み重ねている現状については、安定した経営ができているとみることもできるし、指定管理料の設定が多少過大ではないかと懸念を示すこともできる。その内容次第である。

表 10 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団事業活動計算書の概要

(単位:千円)

北部エリア	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	130,602	130,757	128,307	131,795	131,797	131,222
(うち指定管理料)	107,136	106,751	106,373	108,838	108,490	111,305
(うちエリア利用料)	22,855	23,370	21,422	22,254	23,307	19,917
費用	113,532	115,985	117,420	121,782	114,214	106,970
差額	17,069	14,772	10,887	10,013	17,583	24,252
サービス活動外増減、特別増減						
収益	—	111	423	18	1,144	836
(うち繰入金)	—	111	422	10	—	—
費用	14,585	10,604	10,278	11,071	10,525	18,224
(うち繰入金)	14,585	10,604	10,278	11,071	10,525	14,675
差額	△14,585	△10,493	△9,855	△11,052	△9,381	△17,388
当期活動増減差額	2,484	4,279	1,032	△1,040	8,202	6,863
次期繰越活動増減差額	25,129	29,408	30,440	29,400	37,602	44,465

中央エリア	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	168,640	162,911	169,217	174,301	174,785	169,566
(うち指定管理料)	116,310	115,688	115,098	118,563	117,972	115,695
(うちエリア利用料)	50,754	45,475	52,413	53,978	55,070	52,005
費用	156,177	150,894	160,613	161,847	162,333	155,684
差額	12,463	12,018	8,604	12,454	12,451	13,882
サービス活動外増減、特別増減						
収益	—	—	1,813	154	36	101
(うち繰入金)	—	—	1,812	148	—	11
費用	10,501	9,923	9,523	12,252	12,275	11,767
(うち繰入金)	10,501	9,923	9,523	12,252	12,275	11,767
差額	△10,501	△9,923	△7,710	△12,097	△12,239	△11,666
当期活動増減差額	1,963	2,094	895	357	212	2,216
次期繰越活動増減差額	24,780	26,874	27,769	28,126	28,338	30,554

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

南部エリア(コミュニティセンター等)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	153,202	150,781	151,779	155,453	153,124	154,817
（うち指定管理料）	125,279	124,761	124,272	128,562	128,053	131,732
（うちエリア利用料）	25,307	23,654	25,730	25,177	25,071	23,085
費用	141,510	140,317	141,557	145,793	141,579	131,467
差額	11,692	10,464	10,222	9,660	11,545	23,350
サービス活動外増減、特別増減						
収益	33	3	1	8	1,664	1,102
（うち繰入金）	33	3	－	－	17	－
費用	11,690	9,844	9,588	16,210	16,469	13,716
（うち繰入金）	11,690	9,844	9,588	16,210	16,469	13,716
差額	△11,658	△9,841	△9,587	△16,203	△14,805	△12,614
当期活動増減差額	34	623	635	△6,543	△3,260	10,736
次期繰越活動増減差額	20,522	21,145	21,780	15,237	11,978	22,714

南部エリア(老人専用マンション)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	42,687	40,817	38,723	37,358	33,866	33,793
（うち老人福祉事業）	－	－	－	－	14,866	9,293
（うち指定管理料）	19,200	19,100	19,000	19,000	19,000	24,500
（うちエリア利用料）	23,419	21,710	19,723	18,314	－	－
費用	40,113	39,456	38,804	38,478	35,433	32,268
差額	2,575	1,361	△82	△1,120	△1,567	1,525
サービス活動外増減、特別増減						
収益	－	1,462	－	4,184	5,392	2,123
（うち繰入金）	－	1,462	－	4,183	5,313	2,119
費用	2,050	2,442	2,093	2,575	2,863	3,177
（うち繰入金）	2,050	2,442	2,093	2,575	2,863	3,177
差額	△2,050	△980	△2,093	1,610	2,529	△1,054
当期活動増減差額	525	381	△2,175	490	962	471
次期繰越活動増減差額	5,903	6,284	4,109	4,599	5,561	6,032

（出所）事業団の各年度決算書より包括外部監査人作成。

（注1）事業団の決算書のうち、H27、H28は事業活動計算書、H23～H26は事業活動収支計算書のデータ。

（注2）サービス活動外増減の部と特別増減の部を合算している。また、繰入金には会計単位間繰入金、経理区分間繰入金、事業区分間繰入金が含まれる。

（注3）数値の端数は四捨五入により処理している。

たとえば、収益が増えない中で経費の削減に努めたことが主な要因であれば指定管理者の経営努力の結果として評価できる。一方で、利用料金収入の目標を達成できなくてもプラスの当期差額が出ていること、あるいは特に北部エリアと南部エリア(コミュニティセンター等)では多くの支出項目で決算額が予算額を下回っている(表 11)ことなどから他の要素も考慮して分析する必要がある。利用料金収入の目標が妥当であるか、支出関連の当初予算が過度に余裕を持たせた設定となっていないか、そして指定管理料を見直す余地はないかなどである。

また、各エリアとも1千万円を超える繰出金の費用が計上されている。主として事業団の本部会計に繰り出されたものであり、共済費や保険料、租税公課など本部で一括支出した経費や各事業に共通的な管理経費を指定管理業務でも負担するものである。負担内容や金額の

算出方法自体には一定の合理性が認められるが、事業団の会計処理の妥当性とは別に、指定管理業務にとって必要最小限の管理経費等の計上になっているかといった視点が重要である。繰入金の本部運営費負担金のように各事業の収入規模の割合で負担額が決まる場合、どの程度他事業の状況に指定管理業務の負担する繰入金が左右されるのか、あるいは他の事業区分の赤字の補填や積立資産への積み立ての負担が繰入金に含まれていないかなどについても留意する必要がある。

表 11 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団の平成 28 年度事業活動支出予算・決算差異(決算額－当初予算額)
(単位:千円)

事業活動支出	北部エリア	中央エリア	南部エリア (コミュニティセンター等)
人件費支出	△5,782	△190	△4,276
職員給料支出	△5,477	△5	△3,994
職員賞与支出	△1,231	△89	△975
非常勤職員給与支出	1,562	△303	1,201
法定福利費支出	△636	207	△508
事務費支出	△11,964	△5,095	△11,660
福利厚生費支出	29	12	12
職員被服費支出	△10	△55	△173
旅費交通費支出	△298	△314	△82
研修研究費支出	△71	66	△105
事務消耗品費支出	△83	1,954	△1,059
印刷製本費支出	△109	—	△64
水道光熱費支出	△2,964	△10,329	△4,837
燃料費支出	△4,817	—	△3,765
修繕費支出	△1,904	661	1,524
通信運搬費支出	△109	64	△30
会議費支出	△6	2	△16
広報費支出	78	161	△548
業務委託費支出	229	889	39
手数料支出	△110	△130	52
保険料支出	△2	0	△44
賃借料支出	△201	52	238
租税公課支出	△116	14	△48
保守料支出	△281	124	△1,891
渉外費支出	—	—	△30
諸会費支出	△5	2	6
車両費支出	△132	702	△405
除雪費支出	△463	639	△247
雑支出	△617	392	△186
計	△17,747	△5,285	△15,936

(出所) 事業団の平成 28 年度資金収支計算書より包括外部監査人作成。

(注 1) 数値の端数は四捨五入により処理している。

一般的に指定管理者制度、特に利用料金制を導入している場合では、5 年間など複数年度の管理運営業務の実施が約束される中で、指定管理者による戦略的な資源配分と創意工夫、経営努力により、利用料金収入の拡大や経費の削減などが図られ、その結果として効果的・効率的な管理運営が期待される制度である。

したがって、県は必要以上に指定管理業務の細かい実施内容にまで口を挟まず、指定管理者に任せる姿勢が求められるが、協定書や仕様書での目標や業務内容の設定、そして事

後的な評価については十分に行う必要がある。その一環として収支予算や収支決算の内容の分析、評価は重要であり、たとえば上記のような視点に留意しつつ、毎年度の分析をより深め、また、適宜事業団に確認し、その評価結果を取りまとめておくことが必要である。評価結果は次年度以降の協定書や仕様書、目標設定などにフィードバックするとともに、次回の指定管理者選定時の審査でも活用することが重要である。

県は、指定管理業務の収支の分析・評価をより一層深化させ、その結果を活用していく必要がある。

【意見31】 指定管理者選定委員会等の役割について

現在の指定管理者選定委員会は、健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会設置要綱に基づいて組織され、運営されている。平成27年度の指定管理者選定時には11月に2回開催されている。9月までに申請のあった応募者の申請書類を審査し、議会に提出する候補者を選定することが役割である。

しかし、選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。審査基準を検討するには、これまでの指定管理業務の実績の評価や課題を踏まえた上で、今後5年間の施設の管理運営の方針や指定管理者に要求する事項などの検討が必要となる。指定管理者制度継続の是非や対象施設の範囲、公募単位、利用料金制の可否など、制度の組み立ても重要な点である。公募前の募集要項の検討段階から選定委員会が関わっていくことが考えられる。

また、3エリアの指定管理業務については過去の包括外部監査でも施設のあり方や利用促進、あるいは指定管理者選定の競争性の確保といった課題が意見として出されている。県としても継続的に検討しているところであるが、一朝一夕には対応できないようである。外部専門委員を含む選定委員会が実績の評価から施設のあり方やその管理運営の方針、審査基準の検討、そして指定管理者の選定といったサイクルに一貫して関与することにより、課題対応の糸口も見出せるのではないかと考える。

県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。

【意見32】 過去の包括外部監査に対する措置状況について

老人福祉総合エリアについては、平成21年度の包括外部監査(平成22年3月)において監査が実施されている(監査テーマは、「指定管理者制度の運用状況について」)。

表12は、その監査結果(全て監査の意見)と措置状況をまとめたものである。

表 12 平成 21 年度包括外部監査の主な意見と措置状況

平成 21 年度包括外部監査における意見	措置状況
選定委員は過半数を外部者にする必要がある。(北部、中央地区、南部)	—
指定管理者の募集については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。(北部、中央地区、南部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を約 2 ヶ月とした。(対応済)
県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。(北部、中央地区、南部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 当面は県内要件を存置することとした。(対応困難)
「茶室」など利用率の低い施設は、料金を下げるかあるいは他の用途で使うなどの工夫が必要である。(北部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 次期指定管理者と協議し、利用率向上に努める。(対応予定)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 地域の単位老人クラブ会長宅の訪問など、広報の充実を図り、利用率の向上に努めてきている。(中略) 引き続き茶室として使用することとし、利用率向上に一層努める。(対応済み)
中央シルバーエリアの設立目的、あるいは老人福祉事業の一環という本来の位置づけが変容しているのではないかとも思われる。 県として行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての検討が必要である。例えば、施設については民間に譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える福祉事業については別途運営主体に委託する等の方法も考えられる。この点、北部、南部シルバーエリアも含めて次期指定管理者の選定期間までに具体的な対応を決定する必要がある。(中央地区)	平成 23 年 1 月秋田県公報 次期指定管理期間 (H23～H27) 内に検討を行う。(検討中)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 新行政改革大綱の平成 22 年度実施計画において県有施設の譲渡・貸与について検討を行った結果、各エリアについて指定管理を継続することとなった。(対応済み)
宿泊事業の収支が中央シルバーエリア全体の収支にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の継続の是非について十分に検討する必要がある。(中央地区)	平成 23 年 1 月秋田県公報 管理委託時 (H17) と指定管理とした 4 年間 (H18～H21) の平均では、利用者数、利用料金収入ともにわずかではあるが伸びている。次期指定管理期間に今期の状況を検証し、検討する。(検討中)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 検討の結果、エリアの設置目的に鑑み、宿泊事業は継続すべきものと判断した。今後とも、利用率向上に向け、ラジオ放送を活用するなど広報を充実させ、利用率の向上や利用料収入の増に努める。(対応済み)

平成 21 年度包括外部監査における意見	措置状況
今後もテニスコートとして使用していくか、あるいは別の用途で使用するのか早期に決定し必要な措置を講ずる必要がある。 (南部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 南部老人福祉総合エリアは横手市からの借用地を含むことから、次期指定管理期間内に指定管理者を含めた 3 者で協議し、方向性を決める。(対応予定)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 (平成 23 年 1 月通知と同様)(対応予定)
	平成 24 年 11 月秋田県公報 平成 23 年 11 月に県と指定管理者及び敷地所有者である横手市の三者で、テニスコートの今後の活用について協議を行った。協議の場で、テニスコートの再整備やミニフラワーパーク等の用途変更等の意見・提案があり、そのことについて、今後、継続して協議する場を設けていくことにした。(対応中)
	平成 25 年 11 月秋田県公報 南部老人福祉総合エリアは、災害時に避難所等になり得る施設であり、必要不可欠な自立電源機能を維持するため、太陽光発電設備の導入を検討しており、そのソーラーパネルの設置場所として、テニスコートを活用することについて、引き続き協議していく。(対応済み)
利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に宿泊施設が必要かについての検討も行う必要があるものと思われる。(南部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 H19 年国体の際に定員増とした。国体後の利用者確保に努めているものの、利用率は伸びていない。利用率の向上に努めるとともに、宿泊施設の必要性について次期指定管理期間内に方向性を決める。(検討中)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 検討の結果、エリアの設置目的に鑑み、宿泊事業は継続すべきものと判断した。今後とも、利用率向上に向け地域の老人クラブへの営業活動の強化、送迎の工夫や広報の充実に努める。なお、定員については、実態に即した形とすることで協議しているところである。(対応済み)

今回の監査において、措置以降の状況も含め確認したが、「選定委員は過半数を外部者にする。」こと等、おおむね対応していた。この点は評価するところである。

なお、県として行うべき事業なのかを含め施設の根本的なあり方の問題や南部老人福祉総合エリアのテニスコートの問題さらには利用率の向上に向けた努力の問題等は、今後も引き続き検討が必要な項目である。継続的な検討を望むところである。

10. 施設入所者援護費

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、老人福祉施設に入所する無収入者に対して日用品費を支給することにより、入所者間における日用品購入費用の均衡を図り、あわせて老人福祉の増進に資することを目的としている。

老人福祉施設入所者日用品支給事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に基づき、県は老人福祉施設に支給事務を委託した上で、各月初日に在所する無収入者に対して日用品費を支給している。平成 28 年度の支給単価は一人当たり月額 1,300 円であり、16 施設の延べ 930 人、月平均 77.5 人に対して支給されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,170	1,170	1,186
決算額	1,166	1,192	1,209

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
報償費	1,209	老人福祉施設入所者日用品費支給
合計	1,209	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見33】 日用品費支給の請求資料について

実施要綱によると、対象者が日用品費の支給を受けるには、老人福祉施設が毎月初日の在所者に関する日用品費支給対象者証明書(以下、「対象者証明書」という。)を添付して 10 日までに県に請求する必要がある。ただし、県からの資金交付を受ける前に老人福祉施設が在所者に日用品費を支給した場合は、日用品費支給対象者の受領印を徴した支給簿を付して請求することができるとされている。原則、対象者証明書であり、支給簿も可とする定めとなっている。

実際は、各施設が県からの資金交付前に支給するケースが多く、ほとんどは支給簿の提出

となっている。たとえば、平成28年5月分では、県に請求のあった16施設のうち対象者証明書のみの提出は2施設であり、残りの14施設からは支給簿が提出されている。

対象者証明書と支給簿の違いは、対象者本人による受領印の有無である。対象者証明書は施設による証明であるのに対して、支給簿は対象者自身が受領印を押すことにより、対象者であることと、かつ実際に支給を受けたことを証している。

支給簿の提出は請求の実態に即しているとともに日用品費が本人に支給されたことを確認できるため、今後、事業を継続する場合、事後的に支給簿を提出させるなどの方法を工夫して従来どおりの対象者証明書による請求も可としつつ、支給簿による請求を原則とすることが望ましい。

【意見34】 事業の見直しについて

表13は日用品費支給実績の推移である。月平均支給人数は70人台であり、年間の支給総額は110万円から120万円程度で横ばい、ないしは微増で推移している。また、県によると、日用品費支給は入所者の経済的な支援になるだけでなく、定期的な支給が本人の張りあいや穏やかな生活態度にもつながり、施設運営上の効果が大きいいため、施設側から支給継続の要望が強いとのことである。

表13 老人福祉施設入所者日用品費支給実績の推移

	支給単価 (円)	支給延人数 (人)	月平均支給 人数(人/月)	年間支給 総額(円)	同指数 (H24=100)
平成24年度	1,300	899	74.9	1,168,700	100
平成25年度	1,300	871	72.6	1,132,300	97
平成26年度	1,300	897	74.8	1,166,100	100
平成27年度	1,300	917	76.4	1,192,100	102
平成28年度	1,300	930	77.5	1,209,000	103

(出所) 県資料より包括外部監査人作成。

(注1) 数値の端数は四捨五入で処理している。

支給に対するニーズはあり、実績が減っているわけではないが、支給対象者が限定されていることも事実である。県内の対象となる高齢者に漏れなく支給されているか、施設側の判断で支給されない高齢者もいるのではないかなどが気になるところである。

また、一人月額を支給単価は1,300円で継続されているが、支給目的を達成するために必要最小限の金額として根拠に基づき設定されているか、県内一律の単価で問題ないかなどの疑問も生じる。

さらに、実施要綱では、各種公的年金受給者、及び扶養義務者又はその他の者から毎月当該日用品費相当額以上の送金を受けている者などを支給対象者から除くとされているが、施設から県に提出される書類には支給対象者の氏名が記載されているだけであり、県は対象者が無収入であることの確認までできていない。

県によると、これまでの実績を踏まえて支給を続けてきたとのことであるが、本事業が創設された趣旨や経緯が引き継がれないまま年数を経ることで、事業の見直しに手を付けづらい状況に陥っているものと考えられる。

たとえば、各地域の施設やその入所者の実情を把握しやすく、かつそれを踏まえた適切な支援の仕組みを構築・運用できるのは県よりも市町村である。県による実施の妥当性に関する検討を含め、改めて事業のあり方や支給の体制、単価などを見直すことが望ましい。

11. 軽費老人ホーム減免利用料補助金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームに対して、サービスの提供に要する費用(以下、「事務費」という。)に係る利用料の減免額を予算の範囲内で補助することにより、軽費老人ホームの健全運営に資することを目的としている。

補助金は軽費老人ホーム減免利用料補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づき交付され、その金額は、軽費老人ホームごとの事務費実支出額と事務費基本月額年間合算額を比較し、いずれか少ない方の額から、本人からの事務費徴収額を控除した額である。平成28年度は、23施設に対して233,938千円の補助を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	211,548	213,666	230,699
決算額	211,258	213,561	233,938

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	233,938	軽費老人ホーム減免利用料補助金
合計	233,938	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見35】 実績報告の誤りについて

補助金額は各施設から提出される実績報告に基づいて確定されるため、平成28年度の23施設の実績報告について、その内容を確認したところ、次の2件の誤りがみられた。

- a. 補助金精算書の減免額欄において、指示された「事務費支出額又は事務費基本月額年間合算額－事務費本人徴収額」による計算結果ではない金額が記載されていた。正しい計算結果よりも1,821,361円過少であった。
- b. 支出額内訳書において、実績の報告であるにもかかわらず、申請段階の予備費がそのまま計上されていた。

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

県の補助金額に対しては 2 件とも影響しない誤りであったが、実績報告の誤りは補助金額の誤りにつながりかねないため、県は各施設に対して実績報告等の提出書類の記載方法をより丁寧に指導するとともに、重要な誤りが見逃されることがないように提出された書類の確認を行う必要がある。

12. 福祉医療費等助成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

医療費の自己負担相当額の一部を助成する市町村に対して補助するものである。子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、乳幼児、小中学生医療費に対する補助と、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害(児)者の心身の健康保持と生活の安定を図るための補助(乳幼児・小中学生医療費分を除く補助)に大別される。

事業内容は次のとおりである。

表 14 福祉医療費等助成事業の内容

項目	福祉医療費等助成事業	
	乳幼児・小中学生医療費分	乳幼児・小中学生医療費分以外
実施主体	市町村	市町村
負担割合	県 1/2、市町村 1/2	県 1/2、市町村 1/2
対象者	県内に居住する未就学児及び小中学生で、国民健康保険の被保険者、又は被用者保険の被扶養者	1) ひとり親家庭の児童(13,382 人)・184,637 千円 ・ひとり親家庭の 18 歳未満の児童で、国保の被保険者又は被用者保険での被扶養者 2) 高齢身体障害者(13,328 人)・514,722 千円 ・65 歳以上の 4～6 級の身体障害者で、国民健康保険の被保険者又は被用者保険の被扶養者 3) 重度心身障害(児)者(36,716 人)・2,000,753 千円 ・療育手帳 A 又は 1～3 級の身体障害者
助成額	被保険者等窓口負担相当額 ただし、0 歳児と市町村民税所得割非課税世帯の子どもを除き、半額を自己負担(1レセプト 1,000 円上限)	1) ひとり親家庭の児童 ・被保険者等窓口負担相当額(自己負担なし) 2) 高齢身体障害者 ・被保険者等窓口負担相当額(自己負担なし) 3) 重度心身障害(児)者 ・被保険者等窓口負担相当額(自己負担なし)
所得制限	4,600 千円 (父又は母の所得、扶養親族なしの場合)	1) ひとり親家庭の児童 ・父又は母 1,940 千円 ・扶養義務者 5,148 千円 2) 高齢身体障害者 ・本人 2,595 千円 ・配偶者、被扶養者 7,287 千円 3) 重度心身障害(児)者 ・被用者保険本人のみ 2,595 千円

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

(注) 上記の内容は県の基準であり、市町村によっては自己負担や所得制限を撤廃するなど、独自に上乗せして助成をしているところがある。

② 事業費の推移

乳幼児・小中学生医療費分

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	854,895	831,813	1,066,838
決算額	923,627	898,891	946,295

乳幼児・小中学生医療費分を除く

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	3,227,835	3,348,901	3,464,325
決算額	2,783,867	2,748,177	2,700,113

③ 事業費の主な内訳

乳幼児・小中学生医療費分

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	946,295	福祉医療費補助金
合計	946,295	

乳幼児・小中学生医療費分を除く

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,700,113	福祉医療費補助金
合計	2,700,113	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見36】 照合結果の明確化について

本事業は、県内市町村が医療費の自己負担相当額の一部を助成した場合に、県がその助成額(の一部)を当該市町村に助成するものである。乳幼児、小中学生医療費に対する補助と、その他(ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害(児)者)の補助に大別されるが、秋田県と市町村との間の事務ではこれらをまとめて行っている。

県から各市町村への助成は、年度初め(概算払い)と年度末(確定払い)の2度行われている。各市町村から県には「月別給付・戻入等の状況」が年度末の支払時期前に送られてきており、県はこれに基づいて助成を行っている。一方、医療機関に対する医療費の支払いは、国民健康保険によるもの、被用者保険によるもの、後期高齢者医療保険によるもの、その他に大別され、それぞれの機関から県に医療費の支払いに関するデータが毎月送られてくる。国民健康保険は秋田県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)から、被用者保険は社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)からデータが送られてくるが、県は、これらのデータと「月別給付・戻入等の状況」を照合して月々の助成額を確定させている。そして、年度終了時点で12か月分の実績を集計し、年間の助成額を確定させている。

現状においては、これら照合作業や集計作業はパソコンで行われているが、その結果が出力されていないため、第三者が照合作業や集計作業の正確性を検証することが困難となっている。

支払基金からは毎月、紙ベースでデータが送られてくるが、国保連と広域連合からはファイル形式でデータが送られてくる。ファイル形式で送られてきたデータをすべて紙として出力する必要性まではないが、入手データとの照合が容易に行え、「月別給付・戻入等の状況」とのつながりが明確となっている計算シートを作成して、出力しておく必要はあると考える。このことは、第三者による検証を容易にするためだけでなく、県の支出額の根拠となるものであり、説明責任の観点から県においても必要性が認められるものとする。

県においては照合結果の明確化を図る必要がある。

なお、今回の監査では、秋田市、大館市、能代市、羽後町、八峰町をサンプリングして、「月別給付・戻入等の状況」を12か月分集計し、年間の請求額との一致を確認した。また、平成29年3月分の「月別給付・戻入等の状況」について、国保連と支払基金から送られるデータとの照合を行った。その結果、問題は見受けられなかった。

表 15 福祉医療費等助成事業の内訳

(単位:千円)

市町村	乳幼児 ・小(中)学生	ひとり親 家庭	高齢者身体 障害者	重度心身 障害者	合計
秋田市	265,138	54,239	125,719	584,899	1,029,996
大館市	59,588	15,461	37,631	139,846	252,528
鹿角市	23,577	4,705	15,653	57,958	101,894
由利本荘市	86,634	10,746	43,127	157,982	298,490
潟上市	33,665	8,331	15,700	69,351	127,049
大仙市	70,327	14,269	44,092	160,773	289,463
北秋田市	25,822	5,645	20,000	65,530	116,998
湯沢市	61,293	5,393	25,530	81,364	173,581
男鹿市	23,532	4,680	16,482	73,804	118,499
にかほ市	28,269	5,212	12,824	41,487	87,794
横手市	114,792	20,100	48,377	172,365	355,635
能代市	44,649	12,339	27,642	110,844	195,476
仙北市	18,137	5,238	16,890	58,913	99,179
小坂町	3,532	951	3,724	11,669	19,879
上小阿仁村	906	289	2,460	5,874	9,531
藤里町	2,972	369	2,617	10,044	16,003
五城目町	7,688	1,354	6,480	20,596	36,120
八郎潟町	5,380	1,151	4,252	12,523	23,307
井川町	3,553	1,036	3,128	16,170	23,888
大潟村	5,767	280	1,434	5,291	12,774
羽後町	20,460	3,153	10,937	29,062	63,614
東成瀬村	2,443	374	1,429	4,524	8,771
美郷町	19,549	4,406	13,262	44,389	81,608
三種町	12,968	3,476	10,771	47,555	74,771
八峰町	5,640	1,427	4,549	17,927	29,545
合計	946,295	184,636	514,722	2,000,752	3,646,407

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

Ⅲ 子育て支援課

1. すこやか子育て支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

県は、子育てに対する支援として、一定の所得制限の下で、幼稚園や保育所等への保育料の助成を実施している市町村に対して、その経費の半額を助成している。

当該類似制度は、他の地方公共団体でも存在するが、対象年齢や出生順位を問わず、また保育所から認可外保育施設まで幅広く設定をしていることに他県にない特徴がある。具体的には、第 1 子からの助成を実施しているのは、本県の他は、東京都(私学幼稚園対象)と島根県(幼稚園を除く)であり、認可外施設利用者まで同様の基準で助成を行っているのは、本県のみである。なお、同様な支援事業を国自らが導入することが検討されており、それが導入されると当該仕組みが変更されることも想定される。

助成事業の概要は以下のとおりである。

- 対象年齢:0 歳から就学前まで
- 出生順位:第 1 子から
- 対象施設:認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設 等
- 所得制限:幼稚園について(世帯年収約 680 万円まで)
保育園について(世帯年収約 640 万円まで)
- 助成割合:市町村民所得割課税額に応じて、1/2 又は 1/4(ただし、ひとり親家庭は 1/2)
なお、平成 28 年 4 月 2 日以降に第 3 子以降が生まれた世帯については、第 2 子以降の保育料を全額助成している。

(出所) http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/other/detail.html?other_id=340 等をもとに監査人がまとめたものである。

(注) すこやか子育て支援事業による保育料助成を受ける前に、現行でも国による保育料の軽減措置がある。これによれば、所得の基準を設定し、第 1 子は保護者 100%負担、第 2 子保護者 50%負担、第 3 子無償となっており、これを前提として当該制度が存在する。さらに、市町村によっては、独自に上乗せして助成を実施している場合も存在する。

県では、平成 17 年 4 月から「次世代育成支援行動計画 あきたわか杉夢っ子プラン」を開始し、同年 8 月から経済的支援全般を見直した制度を開始したが、その一環として当該制度を導入した。その後、急速に進行する少子化や、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、一層の取組強化を図るとして、県民総ぐるみで「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定している。

なお、計画としては、「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」が平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間継続することとしている。

本事業における当該根拠法令は次のとおりである。

【根拠法令】

- ・子ども・子育て支援法 62 条 1 項
- ・次世代育成対策推進法 9 条 2 項
- ・秋田県子ども・子育て支援条例 8 条
- ・秋田県すこやか子育て支援事業実施要綱(平成 17 年子第 759 号、秋田県健康福祉部長通知)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,120,303	1,146,253	1,051,929
決算額	1,058,907	1,099,012	878,137

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	878,137	すこやか子育て支援事業
その他	—	
合計	878,137	

【意見37】 待機児童への対応について

保育料の助成は、子育て支援及び女性の社会進出の両面にわたって効果的な手法であり、本県だけでなく他県でも採用されている。東北 6 県の待機児童の状況は表 16 のとおりである。

これによれば、青森県ほどではないが、東北 6 県では 2 番目に待機児童が少ない結果となっている。41 人の内訳としては、大館市、潟上市がそれぞれ 19 人、北秋田市が 3 人であるとされる。しかし、本来人口減少と少子高齢化の進む秋田県において待機児童自体が存在すること自体不合理なことである。地域の一極集中に伴う転入者の増加とそれに伴う保育士の不足(産休・育休明けのニーズを含む)が原因と考えられるが、県による臨機応変な調整機能が期待される。

表 16 東北各県の待機児童の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

県名	待機児童数(人)
青森県	0 人
岩手県	178 人
宮城県	790 人
秋田県	41 人
山形県	67 人
福島県	616 人

(出所)厚生労働省資料(全国待機児童マップ(都道府県別))による。

(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-oyoukintouJido ukateikyoku_Hoikuka/0000176134.pdf)。

2. 児童手当県負担金

(1) 事業の概要

① 事業内容

児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付である。

その目的は、子ども・子育て支援の適正な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提として、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給される。(注1)

(注1)内閣府(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/index.html>)による。

海外の先進国においても20世紀後半になって整備されるようになった比較的新しい社会保障制度であり、日本でも昭和47年に当該制度が登場した。当初は、5歳未満の第三子以降に月額3,000円を支給するという極めて限定的であったものが、次第に拡張していった。

平成22年民主党政権下では「子ども手当」と名前を変え、第1子以降で0歳以上中学校卒業前までの児童に対し、所得制限なしと拡張された。

平成24年には、所得制限が復活し、3歳未満及び小学校卒業前の第三子とそれ以外で支給額を区別し、政権交代後の平成25年には「子ども手当」から「児童手当」に戻され、現在に至っている。

なお、当該制度は今後改正が予定されている。現行では、所得制限の対象となる所得とは、生計を維持する程度の高い方(通常は所得が高い方)のものを基準として受給者としている点について、世帯全体の所得を対象とすることが検討されている。

ア. 支給要件

日本国内に居住している者が、中学校修了前の児童を監護し、生計を同じく(受給者が父母以外の場合には生計を維持)している場合に支給。児童養護施設入所者は、施設の設置者等に支給。

イ. 支給月額

(ア) 所得制限未満である者

・3歳未満	15,000円
・3歳以上小学生まで(第1、2子)	10,000円
・3歳以上小学生まで(第3子以降)	15,000円
・中学生	10,000円

(イ) 所得制限以上である者(夫婦・子ども2人世帯では年収960万円) 5,000円

ウ. 負担割合

国：地方（県：市町村）＝2：1

(ア) 3歳未満被用者（サラリーマン）

事業者負担 7/15 を除き、国 4/6、県 1/6、市町村 1/6

(イ) 上記以外

国 4/6、県 1/6、市町村 1/6

エ. 対象児童数等

対象児童数 約 10 万 2,200 人（公務員を除く）

支給総額 134 億 4,000 万円

（出所）秋田県健康福祉部「平成 28 年度健康福祉部の事業概要」による。

当該根拠法令は以下のとおりである。児童手当制度は国の制度であって、県及び市町村のこれに関する業務は法定受託事務に含まれる。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法 7 条 1 項

児童手当法

地方財政法 10 条

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	2,209,500	2,137,400	2,052,400
決算額	2,051,622	1,988,185	1,932,046

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,932,046	県負担分のみを記載
その他	—	
合計	1,932,046	

(2) 児童手当支給額に見る東北 6 県の比較と、公務員の対応

(指摘事項又は意見ではないが、県に対して期待する事項)

以下の表は、東北 6 県の児童手当の支給状況の監査時点での最新の情報である。

表 17 東北地方における児童手当の支給状況

県名	市町村支給分						
	受給者 (人) (A)	児童数 (人) (B)	支給額 (千円) (C)	施設児童数 (人)	施設支給額 (千円)	(B)/(A)	(C)/(A)
秋田	62,432	100,241	12,986,510	244	29,275	1.606	208.01
青森	84,457	136,268	17,766,220	401	47,775	1.613	210.36
岩手	84,426	141,230	18,504,800	449	51,125	1.673	219.18
宮城	171,003	280,461	36,039,293	599	70,905	1.640	210.75
山形	76,057	126,364	16,447,655	281	34,360	1.661	216.25
福島	136,407	229,124	30,138,720	448	55,805	1.680	220.95

県名	地方公務員(都道府県)支給分				
	受給者(人) (A)	児童数(人) (B)	支給額(千円) (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
秋田	4,131	6,693	874,325	1.620	211.65
青森	5,043	8,214	1,069,355	1.629	212.05
岩手	6,533	11,169	1,439,395	1.710	220.33
宮城	6,831	11,113	1,459,980	1.627	213.73
山形	5,058	8,486	1,088,620	1.678	215.22
福島	6,861	11,556	1,507,410	1.684	219.71

(出所)「児童手当事業年報(平成 27 年度)」(内閣府)をもとに監査人が作成。平成 28 年 2 月末現在のものである。

上記において、(B)/(A)は「受給者1名当たりの児童数(施設児童については考慮していない)」、(C)/(A)は「受給者1名当たりの児童手当支給額」を示している。

本県においては、市町村支給分、地方公務員(都道府県)支給分いずれにおいても、受給者1名当たりの児童数、受給者1名当たりの児童手当支給額について他の東北 5 県を下回っている。また、各県において、市町村支給分よりも地方公務員(都道府県)支給分が上回っている。一般に、公務員は民間社員と比較して給与面や雇用環境面で優れていると仮定すれば、当該要因が子どもの多さにつながっていると考えられることもできよう。

しかし、地方公務員(都道府県)支給分自体での差異の問題が重要である。市町村支給分は、その地域の経済環境や人員構成、給与水準等の影響を受けることから当該 2 指標について本県が他県を下回る理由については様々な要因が考えられる。しかし、地方公務員(都道府県)支給分については、各県内の公務員は地方公務員法の枠内にあり、給与水準、雇用環境についてもほぼ同質的であると考えられることから、当該部分の差異は、本県特有の本質的理由が要因となっていることが想定される。

そして、支給額の差異は、結局は受給者1名当たりの児童数の差異が主な原因と考えられ

る。つまり、経済的状況や雇用環境が同質であっても、秋田県職員は本質的に少子化傾向にあると考えられる。一方、岩手県は本質的に多産的である。

そうであるとする、その秋田県特有の風土的気質も考慮する必要があるのではないかと考えられる。特に、その差異は岩手県との比較で理解すべきであろう。

また、当該気質的要因を重視するのであれば、各種政策も重要ではあるが、全体の割合は小さいとは言え、まずは公務員自らが少子化に歯止めをかける努力を行うことも重要である。

3. 地域の子育て力向上事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、地域住民等の積極的な参加や企業・子育て支援団体等との連携を進め、地域全体で子育てを支援するための取組を推進するものであり、県及び子育て支援団体等によって、以下の施策を行っている。

ア. 子育て家庭優待事業

市町村などを通じて子育て家庭に「あきた子育てふれあいカード」を発行し、この利用促進と協賛店の拡大を図っている。これにより、協賛店を通じて子育て家族の支援を図るものである。

これを、支援するために、プレゼント企画を伴うキャンペーンの実施、利用者サポーターによる情報発信、子育て家庭優待事業推進協議会の開催を行っている。

イ. あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業

上記「あきた子育てふれあいカード」を、国の施策である「子育て支援パスポート事業」のひとつとして位置づけさせるための準備活動であり、費用は全額国庫支出金により賄われた。

これにより、当該カードは全国展開されており、平成 29 年 4 月からすべての都道府県で利用できるものとなっている。

ウ. 地域子育て支援推進事業

地域の子育て支援者等の取組を支援するほか、関連施設等の利用促進を図るための PR 活動を行うものである。具体的には、子ども・子育て支援推進県協議会等の開催、先駆的な子育て支援活動団体等に対する表彰、あきた子育て情報サイト「いっしょにねっと。」等による PR 活動を行った。

エ. 子育て家庭サポート事業

子育て家庭を応援する意欲のあるシニア世代を組織化し、家事支援等を内容とする子育て支援グループを立ち上げ、子育てサポートを必要とする家庭の依頼に応じてサービスを提供する地域の仕組みを構築する事業である。当該年度に初めて実施した事業で、具体的には NPO 法人あきたキッズネットワーク等が中心となって、個別ニーズや支援人材等に係る調査、支援グループの立ち上げ・運営支援を行った。

当初は、能代・山本地域の市民から組織化に向けての打診があったためモデル地域として事業化したが、結果として組織化に至らず、平成 28 年度には秋田市、潟上市、横手市におい

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

て地元グループが立ち上げられ、事業化に向けて活動している。

【根拠法令】

秋田県子ども・子育て支援条例第15条

② 事業費の推移

ア. 子育て家庭優待事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	2,181	1,613	1,344
決算額	1,965	1,379	1,199

イ. あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	5,163
決算額	—	—	3,338

ウ. 地域子育て支援推進事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	1,880	2,209	2,219
決算額	1,428	1,652	1,725

エ. 子育て家庭サポート事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	625
決算額	—	—	511

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

③ 事業費の主な内訳

ア. 子育て家庭優待事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	24	
委託料	877	「あきた子育てふれあいカード」子育て応援キャンペーンチラシ製作・配布業務委託
その他	297	
合計	1,199	

イ. あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	2,133	子育て家庭優待事業協賛店ステッカー等作成 配布業務委託等
その他	1,205	
合計	3,338	

国	3,338 千円	100%
県一般財源	—	—%
その他(諸収入)	—	—%

ウ. 地域子育て支援推進事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	196	
委託料	182	
その他	1,347	講師謝礼、物品購入費、使用料等
合計	1,725	

エ. 子育て家庭サポート事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	6	
負担金補助及び交付金	506	子育て家庭サポート事業費補助金
合計	512	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見38】 地域子育て家庭優待事業等の広報活動について

本県では、子育て家庭優待事業の広報活動において、IT を利用したものとしては、Web を利用するほか、Facebook を利用し、LINE 等の利用についても現在検討中であるとされている。以下のデータは、Web のアクセス実績の推移である。

表 18 「子育て家庭優待事業 Web サイト」アクセス実績

年度別	訪問数			日	1 日平均	携帯等からのアクセス割合	月平均
	合計	PC からのアクセス	携帯等からのアクセス				
平成 27 年度	227,866	80,140	147,726	366	622.6	64.8%	18,989
平成 28 年度	243,938	78,105	165,833	365	668.3	68.0%	20,328
平成 29 年度	73,698	21,025	52,673	214	344.4	71.5%	10,528

(出所) 県の資料による。

(注) 平成 29 年度は 10 月 31 日までのデータである。

同様に、子育て支援推進事業の「いっしょにねっと。」のアクセス実績は以下のとおりである。

表 19 「いっしょにねっと。」アクセス実績

年度別	訪問数			日	1 日平均	携帯等からのアクセス割合	月平均
	合計	PC からのアクセス	携帯等からのアクセス				
平成 27 年度	173,827	49,426	124,401	366	474.9	71.6%	14,486
平成 28 年度	180,673	43,518	137,155	365	495.0	75.9%	15,056
平成 29 年度	133,972	27,695	106,277	214	626.0	79.3%	19,138

(出所) 県の資料による。

(注) 平成 29 年度は 10 月 31 日までのデータである。

上記 2 つのデータによれば、当該 Web の利用状況は依然として高いものの、携帯からのアクセス件数の割合の増加に注目すべきである。現在の若い世代は、PC からのアクセスよりもむしろ携帯等からのアクセスが中心となっている。しかも、Web を利用するよりも他の SNS の媒体、特に Facebook というよりも、Twitter を利用する傾向が高くなってきている。

このため、今後は携帯からのアクセスが中心となることを前提に、これまで利用してきた SNS に加えて Twitter の利用も含めたタイムリーな情報発信をも心がけることが望ましい。

【意見39】 祖父母手帳の発行等について

平成 22 年 8 月に日本助産師会は「はじめて孫をむかえる人のための おまごミニ BOOK」を発行し、祖父母の役割、世代間ギャップ、おもちゃや絵本の選び方、子どもの成長やその頃に起きやすい事故の一覧などを掲載した。

これを受けて、平成 27 年 12 月にさいたま市が、「笑顔をつなぐ孫育て さいたま市祖父母

手帳」を発行して以降、各県や市町村等で「祖父母手帳」の発行がなされているが、東北地方ではまだ発行している例はないようである(県としての発行例は、熊本県、岐阜県、石川県がある)。

子育て家庭サポート事業として、子育て家庭を応援する意欲のあるシニア世代を組織化し、家事支援等を内容とする子育て支援グループを立ち上げるにあたっては、シニア世代と子育て世代をつなぐときの指針としても、「祖父母手帳」の有用性はあると考えられる。一方、現行の母子手帳に類似するものとして、父親の役割や育児参加に関する啓発等を含む「父親を対象とする手帳」、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会の提供を目的とした「家庭教育手帳」等が存在する。

海外においても、オランダでは、現行の「母子手帳」を時期別(親になる、妊娠、産後期、0-4歳、4-12歳、思春期の7分冊)に加えて、ダウン症などのあらゆる子どもに対応する手帳を準備している。

このように、地域の実情を踏まえつつ、子育て世代に対する適切な情報提供機能の重要性は高まっている。

単に、他県に追随する必要はないが、秋田県においても、その地域の特性を踏まえ、「祖父母手帳」等きめ細かな情報提供機能の県民への提供を行うためのさらなる施策が望まれる。

4. 児童福祉諸費

(1) 事業の概要

① 事業内容

活発な活動を行っている子ども会や、児童健全育成の功績が顕著な個人・団体を表彰するとともに、絵本の読み聞かせを通して心のふれあいを深め、子どもの情感を大切に育むため、「マザーズ・タッチ文庫」を推進するなど、児童健全育成のための取組を行うもので、本県においては昭和 40 年代から継続的に実施しているものである。

ア. 子ども会活動支援事業(知事表彰)

- ・子ども会栄光賞(団体)
- ・子ども会育成功労賞(個人及び団体)
- ・児童育成功労賞(個人及び団体)

イ. 「マザーズ・タッチ文庫」推進事業

絵本の選考、推薦及び紹介を行い、ウェブブックの作成を行っている。当該文庫は、親が子に「読み聞かせ」をするのにふさわしい絵本として、0 才から小学校低学年程度を念頭に、県として推奨している絵本のことで、選考委員会を開催して、毎年 50 冊程度の絵本を選定し、当該リーフレットを作成し、毎年未就学児童を中心に配布するほか、秋田県児童会館での貸し出しを行っている。

ウ. 児童健全育成活動費

市町村の事務指導等に要する費用。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項

子どもの読書活動の推進に関する法律

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

② 事業費の推移

ア. 子ども会活動支援事業(知事表彰)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	228	237	242
決算額	190	221	231

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

イ.「マザーズ・タッチ文庫」推進事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	319	320	349
決算額	306	297	315

ウ. 児童健全育成活動費

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	56	62	74
決算額	56	62	74

③ 事業費の主な内訳

ア. 子ども会活動支援事業(知事表彰)

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
その他	231	報償費
合計	231	

イ.「マザーズ・タッチ文庫」推進事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	22	
委託料	121	
その他	172	需用費
合計	315	

ウ. 児童健全育成活動費

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
その他	74	
合計	74	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見40】 読み聞かせの効果と今後の課題について

「クシュラの奇跡」(注1)にも示されたように、読み聞かせの子どもに対する効果については科学的に実証されたものである。「読み聞かせハンドブック」の著者であるトレリスによれば、読み聞かせは子どもの興味、情緒的発達、想像力、言語能力を刺激するとともに、人間の声自体が親が子どもの精神状態を落ち着かせるための最も強力な道具であるとしている(注2)。

(注1)「クシュラの奇跡」(ドロシー・バトラー、1984年)とは、複雑な障害を持って生まれたニュージーランドの少女に対し、生後4ヵ月から両親が1日14冊の本を読み聞かせることにより、5才になる頃には、彼女の知性が平均以上となり、自ら読書ができるようになったという事実を書いた書物である。

(注2) http://www.p.u-tokyo.ac.jp/lab/ichikawa/johoka/2008/Group3/yomikikase_eikyou5.html による。

また、「子どもの徳育の充実に向けた在り方について(報告)」(文部科学省子どもの徳育に関する懇談会、平成21年9月11日)においても、子どもの徳育の充実に向けた10の提言の中で、「提言7 絵本の読み聞かせや古典に親しむ等の読書活動の充実を幼児期から図ること」を示している。このように一定の効果が証明されている事業に対し、秋田県は「マザーズ・タッチ文庫」を通じて昭和40年代から継続している点は評価できる。

これに対し、現行の制度に加え、今後に向けて以下の点につき、さらなる提案をしたい。

第1は、当該文庫の選考委員についてである。選考委員については、男性委員が平成28年は委員8名中2名、平成29年からは委員9名中3名である。これは当該文庫の名前のおり、長年母親が読み聞かせる機会が中心となることを前提としているのであると考えられる。しかし、近時アメリカハーバード大学の Elisabeth Duursma 博士の研究(注3)をはじめとして、父親による読み聞かせの効果が注目されている。

(注3) アメリカ低所得者層430世帯を対象に調査した結果、55%の父親が少なくとも週1回は読み聞かせをしている点、3歳時点で母親の読み聞かせは認知能力(思考や問題解決能力)の向上に寄与する反面、父親の読み聞かせは言語能力の向上に寄与する等の結果を示している。

当該文庫には副題として「パパもママも読み聞かせを」とつけられているにもかかわらず、その名のおり女性の視点や感性が依然として前提とされているように思われる。言うまでもなく今日、子育ては母親だけでなく父親の役割が強く望まれている。そうであれば、選考委員にも父親の感性をもう少し含めるとともに、当該文庫の名称の変更も含め、読み聞かせ等の効果をより実感させるようさらなる柔軟な施策が望ましいと考える。選考委員により男性の視点の導入に加え、父親による読み聞かせ機会の推奨が望まれる。

第2は、絵本の読み聞かせ活動に対するシニア世代の役割の活性化である。少子高齢化が急速に進む中で、シニア世代の経験や英知に由来する潜在的な能力をいかにして社会全体の活性化につなげるかは重要な課題とされる。また、高齢者に関する諸研究から、加齢とと

もに低下しやすい社会的な役割や知的好奇心といった高次の生活機能を維持することは、健康増進・介護予防につながるとされるとともに、ボランティア活動を継続することにより、自己効力感や自尊感情を保つとともに、新たなネットワークづくりも社会的な孤立を防ぐことにつながるとされる(注 4)。このため、当該活動を母親を中心とする視点だけでなく、地域のシニア世代との連携をさらに積極的に進めるべきであろう。

(注 4)「高齢者の読み聞かせボランティア養成プログラムをモデルとした地域の教育支援ネットワークの構築に関する実証的共同研究 調査研究報告書」(平成 24 年 3 月、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、東京都健康長寿医療センター研究所)による。

5. 児童会館費

(1) 事業の概要

① 事業内容

秋田県児童会館(「みらいあ」)は、昭和 55 年(1980 年)に建設された鉄筋コンクリート造 4 階・地下 1 階建て、延床面積 5,672.7 m²の施設である。1 階は子ども用の遊具が集積したレクリエーションホール、木工室、創作陶芸室、学習室(会議室)、ラウンジ、授乳室、事務所からなる。2 階には、飲食コーナー、プラネタリウム、第 1・第 2 展示室、科学実験室、木のコーナー、多目的ルーム、ボランティアルーム、図書館がある。3 階には音楽室等がある。

内壁の劣化等老朽化した部分があり、平成 29 年度以降劣化診断や外壁改修工事等が順次実施されている。

また、当該施設は「秋田県児童会館条例」(平成 17 年 7 月 8 日、秋田県条例第 72 号)にしたがって管理されており、平成 20 年度以降利用料金制による指定管理者制度が導入されている。

当該経費は、この指定管理者への運営の費用である。

写真 1 秋田県児童会館(外観)



(出所)秋田県児童会館(<http://tabico.jp/detail/000000000000001942486/pic01/>)。

現在の指定管理者は、特定非営利活動法人あきた子どもネットが第 2 期(平成 25 年度から平成 29 年度)に受託(第 1 期も同一団体)しており、本監査年度は指定管理期間の最終年度となっている。

指定管理の内容は、児童に自由な遊び場や遊具等の提供、図書の貸し出し、展示会の開

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

催、巡回活動車による「移動児童会館」の運営、及び自主事業等である。

【根拠法令】

秋田県児童会館条例

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	59,446	59,446	59,446
決算額	59,446	59,446	59,446

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	59,446	秋田県児童会館指定管理料
合計	59,446	

国	—	—%
県一般財源	59,186 千円	99.6%
その他(諸収入)	260 千円	0.4%

④ 指定管理者の指定過程の状況

第 2 期の指定管理者は次のような過程で指定されている。

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

ア. 指定スケジュール

図 3 指定スケジュール一覧

期間	行為	手続名
平成 24 年 1 月～3 月	・選定委員会委員(公募委員)の公募・選考(公募:1 月 6 日～2 月 6 日、選考通知:3 月 14 日)	公募委員の選定
平成 24 年 6 月議会	・指定管理料の上限額を設定	債務負担行為の設定
平成 24 年 7 月 31 日～10 月 1 日	・募集要項の公告 ・現地説明会の実施(8 月 21 日) ・選定委員会委員(外部の有識者)の選考・通知(9 月 21 日)	公募等
平成 24 年 10 月 30 日	・選定委員会における指定管理者の候補者の選定(結果通知:11 月 9 日)	選定
平成 24 年 12 月議会	・公の施設の名称、指定管理者となる団体の所在地、名称及び指定期間を議決(議決日:12 月 21 日)	議会における指定の議決
平成 24 年 12 月 25 日	・指定管理者に指定の通知を送付 ・県公報への登載(1 月 11 日)	指定管理者の指定
平成 25 年 3 月 13 日	・管理業務の実施に必要な事項につき協定を締結	基本協定の締結
平成 25 年 4 月 1 日から	・指定管理者による管理運営の開始	管理開始

(出所)県資料をもとに監査人が一部修正。

イ. 選定委員会

選定行為は、県庁職員(2 名)、民間の公募委員(1 名)及び外部の有識者(2 名)の 5 名の合議により行われた。第 2 期においては、応募者は 2 者であった。その結果、第 1 期、第 2 期いずれも、「特定非営利活動法人あきた子どもネット」が選定されており、さらに平成 29 年度の第 3 期の選定においても同法人が選定された。

⑤ 児童会館の運営状況

ア. 直近 3 年間の年間利用者数等

直近 3 年間の年間利用者数等は以下のとおりである。

表 46 直近3年間の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間利用者数(人)	125,484	134,398	136,348
年間料金収入(千円)	8,974	8,868	8,510

(出所)県資料より作成。

イ. 直近 5 年間の収支決算

直近 5 年間の収支決算は以下のとおりである。

表 20 直近 5 年間の収支決算の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収入計	69,223	65,371	68,530	68,327	67,972
(内訳)利用料収入	9,861	7,487	8,974	8,869	8,510
指定管理料	59,041	57,589	59,446	59,446	59,446
その他収入	321	295	110	12	16
支出計	65,384	66,897	64,489	63,755	68,794
(内訳)人件費	32,576	32,576	32,576	34,007	34,486
人件費以外	32,808	34,321	31,913	29,748	34,308
差引	3,839	Δ1,526	4,041	4,572	Δ822

(出所)県資料より作成。

(注) 当該指定管理者制度では、「利用料金制」が採用されている。ここで、「利用料金制」とは、当該公の施設の利用料収入を当該指定管理者の収入として収受することができるものであり、運営における努力の成果を指定管理者自らが享受することができる制度である。当該事例においても、利用料収入が減少した平成 25 年度、平成 28 年度では赤字となっているが、それ以外には黒字決算となっている。

ウ. モニタリング結果

指定管理者制度では、その運営状況を毎年モニタリングしている。評価は、高い順から A、B、C の 3 段階評価を行っているが、第 2 期においては、すべての期間で A 評価としている。

(2) 監査対象事業に対する結果

【指摘事項16】 指定管理者へのモニタリングのあり方について

秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、每期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、C の 3 段階評価としている。評価の観点としては、4 つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの 1 次評価と所管課の 2 次評価を実施している。平成 28 年度の評価の状況は、表 21 のとおりであった。

表 21 平成 28 年度の評価結果

観点		概要	1 次 評価	2 次 評価
I	利用目標の達成状況	利用者数や料金収入についても目標の達成状況を評価している。「A:100%以上、B:80%以上 100%未満、C:80%未満」の3段階で評価。	—	A
II	利用者満足度の状況	利用者満足度について、「A:100%以上、B:80%以上 100%未満、C:80%未満」の3段階で評価。	—	A
III	管理運営体制の状況	10の項目について、それぞれ10点満点(0点、5点、10点)とし、全ての平均点をもとに、「A:8点以上、B:5点以上8点未満、C:5点未満」の3段階で評価	A	A
IV	サービス向上に向けた取組の実施状況	10の項目について、それぞれ10点満点(0点、5点、10点)とし、全ての平均点をもとに、「A:8点以上、B:5点以上8点未満、C:5点未満」の3段階で評価	A	A
総合評価		上記4つの観点について、「A:C判定がなく、2つ以上の観点がA判定の場合」、「B:C判定がなく、A判定が1つにとどまる場合」、「C:各観点のいずれかの評価結果がC判定の場合」	A	A

この評価方法については、以下の点で問題が見られる。

第1に、観点ⅠからⅣのいずれもB判定の場合、総合評価をどのようにしたらいいのかわからない。

第2に、観点Ⅱの利用者アンケートの最低件数が明示されておらず、件数にかかわらず評価の平均を基準としている点が問題である。一般に、統計的には年間利用者全体という母集団の満足度を、アンケートというサンプルから推定する場合には、最低枚数を設定しておかなければ母集団との同質性を保つことはできない。

第3に、観点Ⅲの「⑩健全な経営がなされているか」について、「経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている(5点)、選定時の各財務指標と比較し、特段の経営の悪化が見られない(5点)」としているが、その評価は指定管理者自らの1次評価にとどまっており、2次評価がなされていない点である。本来経営の健全性は第三者等客観的な立場にあるものが行うものであって、自己評価を行うべき性質のものではない。

上記以外にも、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。

6. 子どもの居場所づくり促進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童の健全育成を図る放課後児童クラブの運営費・整備費に対し助成するものである。国の事業であり、法定受託事務として市町村が実施するもので、県は一定割合を負担している。平成 28 年度の放課後児童クラブの設置率の目標達成度は、全小学校区数 200 に対し、設置小学校区数 159 であるため、平成 28 年度 79.5%となっており、平成 31 年度の 85.0%にさらに一步近づいている。

ア. 放課後児童健全育成事業

国庫補助基準に該当する放課後児童クラブ(243 クラブ)の運営費を助成しており、国の 1/3 負担に対して、県も 1/3 負担していた。

イ. 放課後児童クラブ整備事業

放課後児童クラブの創設等(3 クラブ)に要する経費を助成しており、負担割合は上記と同様である。

【根拠法令】

教育基本法第 13 条

社会教育法第 3 条、第 5 条

児童福祉法第 6 条の 3

② 事業費の推移

ア. 放課後児童健全育成事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	300,808	576,003	388,949
決算額	289,089	298,032	335,432

イ. 放課後児童クラブ整備事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	76,844	31,408	46,548
決算額	79,273	16,284	21,762

③ 事業費の主な内訳

ア. 放課後児童健全育成事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	335,432	放課後児童健全育成事業補助金
合計	335,432	

イ. 放課後児童クラブ整備事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	21,762	放課後児童クラブ整備費補助金
合計	21,762	

④ 秋田県内の登録児童数及び放課後児童クラブ等の現状とその課題

(指摘事項又は意見ではないが、県に対して期待する事項)

表 22 登録児童数、クラブ数、利用率等

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (対象年度)	平成 29 年度 (参考)
全児童数(件)	47,587	46,388	45,366	44,351	43,243
利用児童数(件)	9,047	9,366	9,489	9,963	10,642
クラブ数(件) (支援の単位)	225	229	243	251	269
登録できなかった児童数(人)	18	67	81	111	177
利用率 (全児童数比)	19%	20%	21%	22%	25%

(出所) 県による放課後児童クラブに関する統計データ(平成 29 年 5 月 1 日)による。

(注) 補助認定期間の関係で、①に示す補助対象クラブ数と当該表のクラブ数とは一致していない。

表 22 は秋田県内の放課後児童クラブの現状を示す。これによれば、人口減少・少子高齢化の影響で、全児童数が減少する中で、放課後児童クラブの利用児童数、支援対象クラブ数は確実に増加している。そのため、利用率自体は着実に増加している。その一方で、利用できなかった児童数は急速に増加している。次のデータは、厚生労働省の資料をもとに作成したものである。これによっても、利用できなかった児童数(待機児童)が急増している。他県と比較したとき、そもそも全児童数の少ない秋田県において、その増加数は多いと言える。

表 23 東北 6 県における利用できなかった児童数(待機児童)の現状

(単位：人)

県名	平成 28 年度	平成 29 年度	増減
秋田県	111	177	66
青森県	11	20	9
岩手県	56	80	24
宮城県	346	295	△51
山形県	19	28	9
福島県	384	285	△99

(出所)厚生労働省保育課(子育て支援課)健全育成推進室調べ(平成 29 年 5 月 1 日)。

上記において、「利用できなかった児童数」とは、本来利用できる資格要件を持ちながら、当該対象地域に補助対象となる放課後児童クラブが存在しなかったり、人数制限により利用できなかった場合を意味している。全体の利用率が低いにもかかわらず、利用できなかった児童が存在する背景には、放課後児童クラブの地域間偏在状態があると考えられる。

平成 27 年度(2015 年度)に、当該制度は、従来「おおむね 10 歳まで」とされていた対象年齢が、小学校 6 年生まで拡大された影響で、「利用できなかった児童数」は増加している。対象範囲の拡大に対し、市町村で十分な対応ができず、その結果低学年の利用が優先され、制度変更にもかかわらず、学年が上がることによって退所を求められる場合が多いといういわゆる「小 4 の壁」が顕在化しているのが現状であろう。

秋田県全体で見ても、制度変更に対応して放課後児童クラブを増加させてはいるが、量的にもまだ不十分であるだけでなく、地域的偏在等の理由により、利用したくても利用できないという問題が残されている。

当該事業は市町村の事業であり、県の役割は当該事業の一部負担に過ぎない。このため、本包括外部監査で意見を述べる範囲のものではないが、このような制度的課題に対し、県が国の制度に対して上乗せ等の範囲で助成する余地は残されていると考えられる。特に、国の制度の趣旨は、働く親の負担軽減を前提としているため、利用条件として親の就労を前提としており、副次的目的として学校の余裕教室等の活用に主眼が置かれている。そのため、都市部で資金的余裕のある家庭は、自前で民間機関に子どもを預けることなどが可能であるが、地方で民間機関が乏しかったり、家計の苦しい世帯ではそうはいかない。

一方、先進諸国の状況を見ると、親の就労の有無を前提としておらず、また学校の余裕教室等の利用にこだわらず、むしろ子どもの学校教育等からの開放として地域全体を活動範囲としつつ、子どもの立場に立って様々な施策を取っている例が多い。そのような役割こそ、県として検討してみる余地はあると考える。

7. 市町村子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

子どもの福祉の向上を図るため、市町村が実施する子ども及び子育て家庭を支援する事業に対し助成するものである。国の事業であり、法定受託事務として市町村が実施するもので、県は一定割合（いずれの事業も 1/3）を負担している。

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、19 市町村を補助対象とした。

イ. 養育支援訪問事業

子育てに関し不安や孤立感を抱える家庭や、様々な要因により養育支援が必要な家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう相談、指導等の支援を行う事業で、秋田市と由利本荘市を補助対象とし、延べ 297 回実施した。

ウ. 子育て援助活動支援事業

子育て中の主婦等を会員として、児童の預かりなど援助を受けたい者で行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整など、ファミリー・サポート・センターにおける多様なニーズに対応した活動の支援を行うもので、9 市を補助対象とした。

エ. 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育、保護を行う事業で、補助対象は 8 市であったが、補助金を実際に支出したのは 6 市（秋田市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、北秋田市）であり、潟上市、仙北市には支出されなかった。

オ. 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みが相談できる支援拠点を設置し、地域の子育て機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援する取組を行うもので、21 市町村を補助対象とした。

カ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生の予防、早期発見、早期対応を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」を構成する関係機関の職員の専門性の向上、及びネットワークの養育支援訪問事業との連携強化等の取組を行う事業であり、秋田市と横手市を補助対象とした。

キ. 相談機能強化事業

子ども及びその保護者等が、教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業を円滑に利用できるような情報の提供や相談・助言等必要な支援を行うもので、4市（秋田市、横手市、大館市、鹿角市）を補助対象とした。

ク. 子育て世代包括支援センター事業

妊娠・出産・子育てに係る様々な不安や相談に応えるため子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的とした事業であり、男鹿市（平成27年4月設置）、大館市、秋田市の3市に支出され、計画通り大館市（平成28年7月）、秋田市（平成28年10月）に設置された。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法第59条

児童福祉法第21条の8～17

② 事業費の推移

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	7,162	7,429	7,425
決算額	6,244	6,420	5,718

イ. 養育支援訪問事業

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	290	336	281
決算額	257	253	287

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

ウ. 子育て援助活動支援事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	9,693	10,324	10,458
決算額	9,495	9,685	10,713

エ. 子育て短期支援事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,956	1,956	2,066
決算額	1,369	1,377	1,157

オ. 地域子育て支援拠点事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	131,589	136,242	127,706
決算額	119,017	114,879	116,821

カ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	588	508	436
決算額	450	289	362

キ. 相談機能強化事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	879	6,209	6,237
決算額	652	4,517	5,088

ク. 子育て世代包括支援センター事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	2,583	6,166
決算額	—	2,393	4,219

③ 事業費の主な内訳

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	5,718	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	5,718	

イ. 養育支援訪問事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	287	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	287	

ウ. 子育て援助活動支援事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	10,713	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	10,713	

エ. 子育て短期支援事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,157	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	1,157	

オ. 地域子育て支援拠点事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	116,821	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	116,821	

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

カ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	362	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	362	

キ. 相談機能強化事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	5,088	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	5,088	

ク. 子育て世代包括支援センター事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,219	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	4,219	

④ 事業費の市町村別支出状況

上記各事業費の市町村別支出状況は以下のとおりである。

表 24 市町村別支出状況

(単位:千円)

名称	合計	確定額内訳							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
秋田市	29,956	2,293	285	3,331	589	20,862	152	1,365	1,079
能代市	8,771	166		460		8,145			
横手市	20,977	806		1,103	65	18,233	210	560	
大館市	12,073	227		677	368	9,052		591	1,158
男鹿市	3,307	120				1,205			1,982
湯沢市	6,937	81		933	4	5,919			
鹿角市	7,417	103		1,970		2,772		2,572	
由利本荘市	5,429	588	2	666		4,173			
潟上市	5,929	237		695	0	4,997			
大仙市	5,461	232		878	69	4,282			
北秋田市	8,278	242			62	7,974			

名称	合計	確定額内訳							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
にかほ市	4,681	100				4,581			
仙北市	4,119	184			0	3,935			
上小阿仁村	2	2							
三種町	4,397					4,397			
八峰町	2,080					2,080			
五城目町	553	23				530			
八郎潟町	2,639	23				2,616			
井川町	375					375			
大潟村	1,290	18				1,272			
美郷町	7,956	153				7,803			
羽後町	1,738	120				1,618			
合計	144,365	5,718	287	10,713	1,157	116,821	362	5,088	4,219

(出所) 県の作成した資料による。

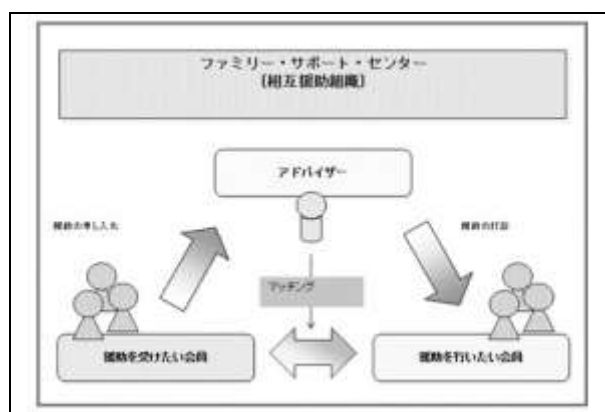
(2) 監査対象事業に対する意見

【意見41】ファミリー・サポート・センター事業の課題とシェアリング・エコノミーについて

ファミリー・サポート・センター事業とは、従来、地縁・血縁により行われていた子育ての援助が、都市化や核家族化の進行に伴い希薄化する中、「地縁機能を代替する相互援助活動を組織化」することを目指して実施されたものである。

そしてファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい方(依頼会員)と、子どもを預かってくれる方(協力会員)からなる、助け合いの会員組織として構成されている。

図 4 ファミリー・サポート・センターの構成



(出所) 厚生労働省のホームページによる (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ikuji-kaigo01/>)。

当該事業の相互援助活動の事例としては以下のものが挙げられている。

Ⅲ 子育て支援課

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応。

講習会及び説明会に参加して会員登録された者が会員活動として活動することができ、センターは会員の依頼に基づき、会員同士の間に入り、三者での事前の打ち合わせを経て、契約がなされ、活動が始まる。

秋田県内のファミリー・サポート・センターにおける各市町村別会員数の内訳は以下のとおりである。

表 25 平成 28 年度ファミリー・サポート・センター会員数

市町村名	提供会員	依頼会員	両方会員
秋田市	392	2,487	79
能代市	44	79	12
横手市	179	674	36
大館市	39	142	15
男鹿市	36	24	11
湯沢市	68	369	17
鹿角市	41	1,151	0
由利本荘市	67	238	13
潟上市	25	84	16
大仙市	86	261	13
合計	977	5,509	212

(出所) 県の作成した資料による。

(注) 依頼会員とは、子どもを預かってほしい会員を、提供会員とは、子どもを預かってくれる会員を言う。

これによると、地域によっては、当該会員数における提供会員と依頼会員との間でのアンバランスが非常に大きいことがわかる。これは、秋田県に限った状況ではなく、全国的にこのような傾向が見られている。特に、近時子どもが増えているとされる鹿角市や従来から問題となっている秋田市ではその偏在が著しい。また、当該事業は市町村の事業であり、市町村ごとにその運営方法、委託先等について統一化されているわけではなく、実施主体の裁量に委ねられているのが現状である。

一方、サービスの内容については、障害児及び病児・病後児の受入といったサービスの範囲が市町村ごとにまちまちで、必ずしもニーズを十分に満たせるとは限らない。

そして、これらの業務の実施主体ではない県はこれらに関与すべき義務は存在しない。

しかし、当該事業全体を子育てにおけるシェアリング・エコノミー(注1)の一環としてとらえると、異なる役割が求められる場合がある。つまり、ポータル・サイトの運営主体としての役割であ

る。場合によれば、ポータル・サイトとして携帯電話のアプリケーションを構築し、それを配布する役割もありうるかもしれない。

(注 1) 個人や企業などが所有する物や遊休資産、サービス、ノウハウなどを、インターネットを利用した仲介によって貸し出す・サービスを提供することなどにより、他者と交換・共有する考え方で、子育ての分野では、託児や家事支援などのサービスが考えられる。

いずれにしても、県としては義務ではないが、何らかの形で当該事業に果たせる役割は存在すると考えられる。

【意見42】 児童虐待への対応について

「平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞」によれば、東北 6 県の児童虐待の相談対応件数は以下のようになっている。

表 26 東北地域の児童虐待相談対応件数(平成 27 年度速報値)

県名	児童相談所相談対応件数			対前年度 増減割合
	平成 26 年度	平成 27 年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
秋田県	285	403	118	141%
青森県	834	922	88	111%
岩手県	390	589	199	151%
宮城県	802	949	147	118%
山形県	343	353	10	103%
福島県	394	529	135	134%
(参考) 全国	88,931	103,260	14,329	116%

(出所) 平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞。

これによれば、秋田県における相談対応件数自体はそれほど多いわけではないが、増減割合は東北 6 県では岩手県に次いで 2 位となり、全国でも有数の高い水準となっている。要因としては、単に事例が増加したのか、相談体制がきめ細かくなった結果なのかなどが考えられるが、理由は不明である。

なお、全国的には次の傾向が見られるとされる。

第 1 に、平成 27 年度は心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。第 2 に、平成 27 年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。第 3 に、死亡事故が増加している。第 4 に、加害者で最も多いのは実母で、次いで実父となっている。

児童相談所の運営自体は、市町村の業務であり、平成 18 年の秋田児童連続殺害事件及

び平成 20 年の児童福祉法改正以降、秋田県全体でも様々な施策は実施されてきている。

しかし、当該対策として現在有効とされるものは、第 1 に警察との連携の強化、第 2 に里親制度の充実であるとされる。第 1 の対策としては、高知県の事例のように市町村の児童相談所が把握した虐待の情報をすべて文書化して地元警察に提出することにより、虐待対策を児童福祉の範囲から離れて刑法の領域での解決を可能とする方法であり、県の何らかの関与が必要となる。第 2 は、里親制度の充実であるが、平成 28 年度の秋田県における里親委託率は 8.5% (里親・FH 委託児童数(注 1)/(乳児院・児童養護施設入所児童数＋里親・FH 委託児童数))と決して高くはない。第 2 期あきた夢っ子プランによれば、平成 31 年には 12.0%を目標とするが、一層の委託率の向上に努めてもらいたい。

(注 1) FH とはファミリー・ホームの略である。ファミリー・ホームは、家庭環境を失った子どもを里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」を示す概念である。平成 20 年の児童福祉法改正により小規模住居型児童養護事業として認められた。

IV 健康推進課

1. 妊婦・出産への健康づくり支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的な支援を行うもので、平成 28 年度は次の事業を実施している。

表 27 妊婦・出産への健康づくり支援事業の内容

項目	内容																
(1)母子健康増進支援事業 (実施主体: 県・市町村)	妊婦の歯と口腔の健康保持推進のため、妊婦歯科健康診査に要する経費を市町村へ補助する。																
	また、HTLV-1 に関するリーフレットを作成し、妊婦や保健従事者等への正しい知識の普及啓発を図る。																
	①妊婦歯科健康診査事業(県単独事業)																
	・実施主体: 市町村																
	・対象者: 妊婦																
	・補助基準額: 4,000 円																
	・補助率: 1/2																
	・実績																
	<table><tr><th>歯科検診</th><th>H26 年度</th><th>H27 年度</th><th>H28 年度</th></tr><tr><td>実交付者数</td><td>6,355 人</td><td>6,204 人</td><td>5,890 人</td></tr><tr><td>延べ受診者数</td><td>2,872 人</td><td>2,869 人</td><td>2,740 人</td></tr><tr><td>受診票利用率</td><td>45.2%</td><td>46.2%</td><td>46.5%</td></tr></table>	歯科検診	H26 年度	H27 年度	H28 年度	実交付者数	6,355 人	6,204 人	5,890 人	延べ受診者数	2,872 人	2,869 人	2,740 人	受診票利用率	45.2%	46.2%	46.5%
歯科検診	H26 年度	H27 年度	H28 年度														
実交付者数	6,355 人	6,204 人	5,890 人														
延べ受診者数	2,872 人	2,869 人	2,740 人														
受診票利用率	45.2%	46.2%	46.5%														
	②HTLV-1母子感染予防普及啓発(国 1/2 県 1/2)																
	リーフレットを作成し、妊婦や保健従事者等へ正しい知識の普及啓発を行う。																
	・配布先: 市町村、保健所、妊婦健診委託医療機関等																
	・配布数: 15,000 部																
(2)幸せはこぶコウノトリ事業	不妊に悩む夫婦に対し、治療費助成や各種情報提供等を行い、積極的に不妊治療が受けられる環境を整備する。																
	①不妊治療に要する治療費の助成事業																
	健康保険適用外である「体外受精」及び「顕微授精」に係る治療費の一部を助成する。また、県単独で助成額と助成回数を上乗せし、経済的負担の軽減を図る。																

第5 外部監査の結論－事業別－

IV 健康推進課

項目	内容				
(2)幸せはこぶコウノトリ事業	【国庫補助事業】				
	・対象年齢 43 歳未満				
	・助成額 限度額 15 万円（一部治療は 10 万円） （初回のみ 30 万円（一部治療除く））				
	・助成回数 通算 6 回まで（39 歳以下） 通算 3 回まで（40 歳～42 歳）				
	・所得制限額 夫婦合算所得（控除後）730 万円未満				
	・助成件数 449 件				
	・男性不妊治療費助成 特定不妊治療の一環として、精巣から精子を採取するための手術等を行った場合、15 万円を限度として助成額の上乗せを行う（一部治療を除く）。 助成件数 6 件				
	【県単独補助事業】				
	・対象年齢 43 歳未満				
	・助成額 （国庫補助分） 限度額 5 万円（一部治療は 2.5 万円）を上乗せ（初回のみ上乗せなし） （国庫補助事業分以外） 限度額 20 万円（一部治療は 10 万円）				
・助成回数 3 回まで上乗せ（39 歳以下） 年間回数、通算期間は制限なし					
・所得制限額 夫婦合算所得（控除後）730 万円未満					
・助成件数 346 件（うち額上乗せ 300 件、回数上乗せ 46 件）					
・男性不妊治療費助成 特定不妊治療の 7 回目（回数上乗せ）以降に治療を行った場合、15 万円を限度として助成額の上乗せを行う（一部治療を除く）。 助成件数 1 件					
【助成実績（国庫補助事業及び県単独補助事業）】					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
件数	529	603	581	577	495
助成額 （千円）	80,456	94,213	90,675	93,878	87,661
(注) 件数は、国庫補助事業と県単独補助事業（回数上乗せ）の助成件数の合計					

項目	内容																		
(2)幸せはこぶコウノトリ事業	②不妊専門相談センター運営費																		
	・委託先 国立大学法人秋田大学																		
	・相談開設日 <面接相談> 第 1・3 水曜日:午後 2 時～4 時(臨床心理士) 木曜日(第 5 を除く):午後 1 時～3 時 金曜日:午後 2 時～4 時 <電話相談> 水・金曜日:正午～午後 2 時 ※祝日、年末年始を除く。面接は予約制。																		
	・相談従事者 医師、助産師、看護師、臨床心理士																		
	・相談実績																		
	<table><tr><th>年度</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr><tr><td>面接相談 (件数)</td><td>73</td><td>82</td><td>62</td><td>77</td><td>112</td></tr><tr><td>電話相談 (件数)</td><td>85</td><td>67</td><td>46</td><td>42</td><td>46</td></tr></table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	面接相談 (件数)	73	82	62	77	112	電話相談 (件数)	85	67	46	42	46
年度	H24	H25	H26	H27	H28														
面接相談 (件数)	73	82	62	77	112														
電話相談 (件数)	85	67	46	42	46														
	③県民への周知活動等																		
	事業の周知及び不妊症に関する県民の理解を深めるための各種普及啓発事業の実施や、不妊相談従事者のための研修会等を開催する。																		
	・普及啓発用リーフレットの配布																		
	・テレビ CM の放映(30 秒 CM を民放 3 社で放映) 放映実績:平成 28 年 11 月~12 月 計 98 本																		
	・情報誌等による広報																		
(3)思春期からの健康づくり支援事業 (県単独事業)	・県民公開講座及び不妊相談従事者研修会の開催																		
	思春期から主体的に健康づくりが実践できるよう、性教育や健康相談教育などを通し健康づくりを支援する。																		
	①性に関する指導拡充事業(県教育庁実施)																		
	・産婦人科医等の派遣による性教育講座の開催 (中・高等学校・特別支援学校 50 校で開催)																		
	・指導者研修会の開催																		
	・専門相談医による電話相談の実施																		
	②ピアカウンセリング等による相談、健康教育の開催																		

第5 外部監査の結論－事業別－

IV 健康推進課

項目	内容					
(4)難聴児補聴器購入助成事業 (県単独事業)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入に要する経費を市町村に補助する。					
	・実施主体 市町村					
	・対象者 軽中度(聴力レベル 30 dB以上 70 dB未満)の難聴児					
	・補助限度額 287,152 円(両耳分)					
	・県補助率 1/3					
	・実績					
	年度	H24	H25	H26	H27	H28
	助成対象人数	22	18	16	14	16
	助成対象個所	38	32	28	23	28
	助成額(千円)	755	678	496	412	523
(5)女性健康支援センター事業 (負担区分 国・県 1/2)	①思春期や更年期等における女性特有の健康課題に関する相談を助産師が電話等で受け、的確に自己管理できるようアドバイスするため、秋田県助産師会による現行の電話相談事業と連携して、効果的な相談体制の確保を図る。					
	・委託先 (一社)秋田県助産師会					
	・受付方法 電話・メール					
	・実施日時 毎週月・水・金:午後 4 時～8 時					
	※秋田県助産師会が独自事業で実施している週 5 回(月～金:午前10時～午後 4 時)の電話相談に引き続き実施					
	相談内容	女性特有の健康課題一般 (思春期、月経、避妊、性感染症、妊娠、出産、子育て、中絶、婦人科疾患、更年期障害、メンタルヘルス等)				
	②女性健康支援センター事業周知啓発					

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	129,965	137,712	118,035
決算額	128,954	113,585	104,860

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	8,706	不妊専門相談センター運営委託ほか
負担金補助及び交付金	6,002	母体健康増進支援事業費補助金ほか
扶助費	87,660	不妊治療に要する治療費の助成事業
その他	2,492	
合計	104,860	

国	40,966 千円	39.1%
県一般財源	63,894 千円	60.9%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見43】 思春期からの健康づくり支援事業について

妊婦・出産への健康づくり支援事業の一つとして、思春期からの健康づくり支援事業(県単独事業)(以下、「健康づくり支援事業」という。)を実施している。

健康づくり支援事業の内容は、①性に関する指導拡充事業(県教育委員会実施)と、②ピアカウンセリング等による相談、健康教育の開催であるが、このうち②については、学校法人ノースアジア大学に属する秋田看護福祉大学(以下、「秋田看護福祉大学」という。)と国立大学法人秋田大学(以下、「秋田大学」という。)に業務を委託している。

このことについて、両大学の委託契約書をそれぞれ確認したところ、ピアカウンセリング事業を行うことは明記されているが、ピアカウンセリングの具体的な内容が示されていない。

ピアカウンセリングの具体的な内容を契約書で明確にしておく必要がある。

【意見44】 女性健康支援センター事業に関する委託契約について

秋田県は秋田県女性健康支援センター事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)を定めており、実施要綱に基づいて女性健康支援センター事業を一般社団法人秋田県助産師会(以下、「助産師会」という。)に委託している。

実施要綱の概要は次のとおりである。

表 28 女性健康支援センター事業の委託内容

項目	内容
目的	女性は、月経や妊娠、出産・育児、更年期等ライフステージの各段階で特有の健康課題を有し、それに関連する不安や悩みを抱えている。気軽に相談することのできる体制を整備し、女性が自身の健康状態に応じ、的確に自己管理できるよう健康相談を行い、女性の健康の保持増進に資する。
対象者	全ての女性(思春期から更年期に至る女性)を対象とする。
相談方法	電話・メール
相談日	毎週月・水・金曜日 午後 4 時から午後 8 時
相談従事者	助産師会会員(助産師)が対応する。
相談費用	無料
相談内容	・思春期、月経不順、性感染症について ・妊娠、出産、子育てについて ・婦人科疾患、更年期障害について ・不妊に関する一般的な事項について ・メンタルヘルスに関する一般的な事項について ・その他、女性の心身の健康に関する一般的な事項について

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

また、委託料は 906 千円で、その積算は次のとおりである。

相談員人件費	4,000 円	×	156 日	=	624,000 円
通信費	8,000 円	×	12 ヶ月	=	96,000 円
研修旅費	43,420 円	×	1 回	=	43,420 円
研修受講料	30,000 円	×	1 回	=	30,000 円
消耗品	45,469 円			=	45,469 円
消費税	67,111 円			=	67,111 円
					906,000 円

県が委託している事業では、相談を毎週 月・水・金曜日の午後 4 時から午後 8 時まで、電話とメールで受け付けている。なお、電話相談は助産師会が独自に毎週 月～金曜日の午前 10 時から午後 4 時まで実施しており、県の委託事業はこれと連携して行われている。

県の委託事業と、助産師会が独自に行っている電話相談の平成 27 年度と平成 28 年度の相談実績は次表のとおりである。

表 29 女性健康支援センター事業の実施状況

(単位:件)

	平成 28 年度			平成 27 年度		
	電話	メール	助産師会独自電話相談	電話	メール	助産師会独自電話相談
受付日時	月・水・金 16 時～20 時	随時 (延べ)	月～金 10 時～16 時	月・水・金 16 時～20 時	随時 (延べ)	月～金 10 時～16 時
4 月	1	0	12	0	5	8
5 月	2	5	14	3	4	13
6 月	1	8	12	5	5	20
7 月	2	13	10	3	22	22
8 月	1	20	12	4	13	24
9 月	3	4	6	3	3	15
10 月	3	3	8	1	0	16
11 月	2	6	6	3	0	18
12 月	2	3	5	2	6	15
1 月	1	2	12	6	0	21
2 月	0	2	10	2	2	18
3 月	0	1	10	1	4	4
合計	18	67	117	33	64	194

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

上表より、県の委託事業における電話相談件数は、平成 27 年度は 33 件、平成 28 年度は 18 件にとどまっており、助産師会が独自に行っている電話相談件数(平成 27 年度 194 件、平成 28 年度 117 件)と比較すると少ないものとなっている。

女性健康支援センター事業については、全戸配布広報紙「あきたびじょん」による PR、クレジットカードサイズの啓発カードを作成し、これを県内中学校や県内高校に通う女子生徒に配布するなどの PR を行っている。この PR は 7 月に行っているため、7 月、8 月は相談件数が増加することだが、県の委託事業のうち電話相談に関しては大きな変化はみられない。PR としては十分な活動を行っていると思われるが、そのような状況において上表の実績であることについては、受付時間を 20 時までとすることが適切なのか、受付時間を短縮し、その分を火曜日と木曜日に振り分ける余地はないのかなど検討の余地がある。

本委託事業については、利用促進に向けた事業の実施方法を見直す必要がある。

以上